

# 全国児童福祉主管課長会議 資料

平成22年1月18日（月）

雇用均等・児童家庭局



## 《 目 次 》

1. 子ども手当について	別冊
2. 父子家庭への児童扶養手当の支給について	2
3. 22年度雇用均等・児童家庭局予算案の概要	4
4. 明日の安心と成長のための緊急経済対策について	
(1) 待機児童解消への取組	9
(2) 母子家庭等の在宅就業支援	14
(3) 育児・介護休業トラブル防止指導員の設置	15
(4) 幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革	16
5. 少子化対策について	
(1) 少子化対策特別部会の議論の整理について	17
(2) 子ども・子育てビジョン（仮称）（子ども・子育て応援プランの見直し）	25
(3) 次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）について	27
6. その他	
(1) 子育て応援特別手当（平成21年度版）の準備経費及び執行停止に伴う経費について	38
(2) 児童の安全確認・安全確保の徹底について	39
(3) 児童虐待防止のための親権制度研究会について	40

【参考資料】

資料 1	安心こども基金の概要	43
資料 2	平成22年度保育所運営費国庫負担金における保育所徴収金基準額表（案）	47
資料 3	保育対策等促進事業費補助金 延長保育促進事業 平成22年度基準額（案）	48
資料 4	地方分権改革（保育所の基準関係）について	49
資料 5	「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（母子家庭等の在宅就業支援）の概要	50
資料 6	ひとり親家庭等の在宅就業支援の実施イメージについて	51
資料 7	ひとり親家庭等の在宅就業支援事業 在宅就業の拡大を図る本事業の社会的意義	52
資料 8	ひとり親家庭等の在宅就業支援事業（都道府県審査分）	54
資料 9	平成22年度 児童虐待防止対策支援事業実施要綱一部改正新旧対照表（案）	55
資料 10	障害児施設の入所における措置と契約について	60

別冊資料 「ひとり親家庭等の在宅支援就業事業（安心こども基金）」の実施について

別冊資料 ひとり親家庭等の在宅就業支援事業 国審査分事業の概要

## 1. 子ども手当について

(別冊 参照)

## 2. 父子家庭への児童扶養手当の支給について

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、子と生計を同じくする父子家庭の父に児童扶養手当の支給対象を拡大する。

所要の法律案については、平成22年通常国会に提出する予定である（施行は平成22年8月1日）。

児童扶養手当は、4月、8月、12月を支払期月としており、支払月の前月分までの手当を支給している。父子家庭への支給は平成22年8月施行を予定しているため、平成22年度は、12月に8月から11月までの4ヶ月分を支払うこととなる。

# 父子家庭への児童扶養手当の支給について

## 1. 概要

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、父子家庭の父に児童扶養手当の支給対象を拡大する。

- ・ 補助率 国1/3 都道府県等 2/3
- ・ 対象者数 父子家庭 約10万世帯  
(母子家庭 約97万世帯 21年3月末)
- ・ 支給額(児童1人の場合)
  - ・ 全部支給 41,720円
  - ・ 一部支給 41,710~9,850円(所得に応じ)

## 2. 平成22年度予算案

予算額 国費:1,678億円  
うち、父子家庭へ対象を拡大するための所要額 約50億円(4ヶ月分)  
(満年度とした場合 約150億円)

児童扶養手当は、4月、8月、12月を支払期月としており、支払月の前月分までの手当を支給している。

父子家庭への支給は平成22年8月施行を予定しているため、平成22年度は、12月に8月から11月までの4ヶ月分を支払うこととなる。

## 3. 法案

所要の法律案を平成22年通常国会に提出予定(施行日は平成22年8月1日)

### 3. 平成22年度 雇用均等・児童家庭局 予 算 案 の 概 要

#### 安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援 対策の推進、仕事と生活の調和と公正かつ多様な働き方の実現

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な少子化対策を推進する。

また、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現に向け、育児・介護休業制度の拡充や企業の取組に対する支援など、育児・介護期における仕事と家庭の両立支援対策を推進する。

さらに、男女雇用機会均等の更なる推進やパートタイム労働者の均衡待遇確保などにより、公正かつ多様な働き方の実現を図る。

#### 《主要事項》

#### 安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

- 1 子ども手当の創設
- 2 ひとり親家庭への自立支援策の充実
- 3 待機児童の解消等の保育サービスの充実
- 4 すべての子育て家庭に対する地域子育て支援対策の充実
- 5 出産の経済的負担の軽減
- 6 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実
- 7 母子保健医療対策の充実
- 8 仕事と家庭の両立支援

#### 安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

- 1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進
- 2 育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化(再掲)
- 3 パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進
- 4 多様な働き方に対する支援の充実

#### ○予算案額の状況

	21年度予算額	22年度予算案額	伸び率
局合計	9,815億円	22,861億円	132.9%
一般会計	9,105億円	21,960億円	141.2%
特別会計	711億円	902億円	26.9%
年金特別会計 児童手当勘定 うち児童育成事業費	560億円	764億円	36.4%
労働保険特別会計 労災勘定 雇用勘定	151億円 8億円 143億円	137億円 6億円 131億円	▲8.7% ▲17.6% ▲8.2%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

## 安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

### 1 子ども手当の創設(国庫負担金)

《1兆4,722億28百万円》  
うち、給付費:1兆4555億94百万円  
(10か月分を計上)  
事務費: 166億34百万円

子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成22年度予算に計上するとともに、平成22年度分の支給のための所要の法律案を平成22年通常国会に提出する。

- ① 中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額13,000円を支給する。
- ② 所得制限は設けない。
- ③ 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
- ④ ③以外の費用については、全額を国庫が負担する。

注1 公務員については、所属庁から支給する。(国家公務員分の給付費425億円は上記の1兆4,722億円には含まれない。その額を含めると国の給付費負担金は1兆4,980億円。)

注2 給付費総額は2兆2,554億円である。

注3 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。

注4 平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて平成23年度以降の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出する。

[参考]別紙「平成22年予算における子ども手当等の取扱いについて」

○子ども手当の円滑な実施(システム経費)

子ども手当の円滑な実施を図るため、平成21年度第2次補正予算案(123億円)において、その準備のための市町村(特別区を含む)における臨時的な経費となるシステム経費につき、奨励的な助成を行う。

### 2 ひとり親家庭への自立支援策の充実

《169,335百万円→176,432百万円》

#### (1) 父子家庭への児童扶養手当の支給 4,956百万円

ひとり親家庭への自立支援策の拡充を図るため、これまで支給対象となっていなかった父子家庭にも児童扶養手当を支給する。(平成22年8月施行、12月支払い。)

・手当額(月額)  
児童1人の場合 全部支給 41,720円  
一部支給 41,710円~9,850円(所得に応じ)  
児童2人以上の加算額 2人目 5,000円  
3人目以降1人につき 3,000円

#### (2) 母子家庭等の総合的な自立支援の推進 3,555百万円

##### ① 自立のための就業支援等の推進 3,474百万円

母子家庭の母の就業支援等を推進するため、看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するために養成機関において修業する間の生活費の支給などを行う事業(高等技能訓練促進費等事業)や個々の母子家庭の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する事業などの推進を図る。また、父子家庭等に対する相談支援体制の充実強化を図る。

##### ② 養育費確保の推進 62百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

#### (3) 自立を促進するための経済的支援(一部再掲)

1,729億円(1,665億円)

母子家庭等の自立を促進するため、児童扶養手当の支給を行うとともに、母子寡婦福祉貸付金において、母子家庭の母が高等学校等に通学する際に必要となる費用に対する貸付(自宅通学の場合月額4万5千円)を行う等の充実を図る。

児童扶養手当については、父子家庭にも支給を拡大する。

### 3 待機児童の解消等の保育サービスの充実

《377,805百万円→415,522百万円》

#### (1) 待機児童解消策の推進など保育サービスの充実

388,102百万円

待機児童解消のための保育所整備等の推進に対応した、民間保育所における受入れ児童数の増を図り、また、家庭的保育など保育サービスの提供手段の拡充を図り、延長保育、病児・病後児保育、休日保育など保護者の多様なニーズに応じた保育サービスを充実することにより、「子ども・子育てビジョン(仮称)(平成22年1月策定予定)」の実現を推進する。

<主な充実内容>

民間保育所運営費 50,000人増、家庭的保育5,000人増、病児・病後児保育436か所増など

○保育所の待機児童解消

平成21年度第2次補正予算案(200億円)において、安心こども基金の積み増しを行い、待機児童解消のために、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館等)を活用して、

- a. 小規模な認可保育所の分園等を設置する場合(賃貸物件を含む)
- b. 家庭的保育の実施場所を設置する場合(賃貸物件を含む)

の改修費等について、一定の条件に基づき、補助基準額及び補助率の引き上げを行う。

**(2)総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進**  
**274億20百万円(234億53百万円)**

放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

また、放課後児童クラブについては、クラブを利用できなかった児童の解消を図るための受け入れ児童数の増加等に必要なソフト面及びハード面での支援措置を図る(24,153か所→24,872か所)。

さらに、放課後児童クラブガイドラインを踏まえ、望ましい人数規模のクラブへの移行を促進するため、補助単価を増額する。(例:児童数が40人の場合、1クラブ当たりの補助単価:2,426千円→3,026千円)

**4 すべての子育て家庭に対する地域子育て支援対策の充実**  
**《44,660百万円→41,459百万円》**

地域における子育て支援拠点や一時預かり等について、身近な場所への設置を促進する。

また、すべての子育て家庭を対象とした様々な子育て支援事業について、「子ども・子育てビジョン(仮称)(平成22年1月策定予定)」の実現を推進するとともに、子育て支援に関する情報ネットワークの構築(携帯サイト)、子どもを守る地域ネットワークの機能強化、子どもの事故の予防強化に取り組む。

**5 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実**  
**《92,624百万円→94,706百万円》**

**(1)虐待を受けた子ども等への支援の強化** **89,087百万円**

①地域における体制整備

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)及び養育支援訪問事業の普及・推進を図るとともに、「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)において新たに情報の共有化を図るなどの機能強化を図る。

②児童相談所の機能強化

児童相談所において、新たに親子での宿泊方式の訓練の実施や親族も含めた援助方針会議の実施など家族再統合への取組を進めるとともに、一時保護所の整備を促進する。

③社会的養護体制の拡充

83,779百万円

虐待を受けた児童など要保護児童が入所する児童養護施設等においては、児童の状況に応じた適切なケアが必要であることから、施設におけるケア単位の小規模化を推進するため、小規模グループケアの実施か所数の増(645か所→703か所)を図るとともに、管理宿直を行う非常勤職員を配置するなど社会的養護体制の拡充を図る。

**(2)配偶者からの暴力(DV)防止** **5,619百万円**

配偶者からの暴力への対策を推進するとともに、人身取引被害者の支援体制を強化するため、婦人保護施設における通訳及びケースワーカー(外国人専門生活支援者)の経費や医療費を計上し、機能の充実を図る。

**6 母子保健医療対策の充実** **《19,301百万円→23,058百万円》**

**(1)不妊治療等への支援** **8,093百万円**

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する(1回あたり15万円を年2回まで)などの支援を行う。

**(2)小児の慢性疾患等への支援** **14,733百万円**

小児期における小児がんなどの特定な疾患の治療の確立と普及を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業を行う。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

## 7 仕事と家庭の両立支援

《9, 969百万円→9, 780百万円》

### (1)改正育児・介護休業法の円滑な施行 4, 861百万円

改正育児・介護休業法の円滑な施行のため、改正内容の周知徹底を図るとともに、短時間勤務制度を定着促進するための支援を行うことにより、継続就業しながら育児・介護ができる環境を整備する。

### (2)男性の育児休業の取得促進 30百万円

父親も子育てができる働き方の実現に向けて、父母がともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を延長(1歳2ヶ月)する制度(パパ・ママ育休プラス)等の導入を内容とする育児・介護休業法の改正の周知徹底等により、男性の育児休業取得を促進する。

### (3)育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化

407百万円

育児休業の取得等を理由とする解雇、退職勧奨等不利益取扱いが増加していることから、労使からの相談対応、企業への適正な制度運用に関する指導等を行う体制を整備することにより、育児休業等を理由とする解雇、退職勧奨等の不利益取扱いへの対応を強化する(育児・介護休業トラブル防止指導員の設置等)。

#### ○「育児・介護休業トラブル防止指導員」の設置

平成21年度第2次補正予算案(28百万円)において、いわゆる「育休切り」等のトラブルを防止するための周知・指導や、個別の事案に関する相談対応を担当する「育児・介護休業トラブル防止指導員」(新規)を設置する(都道府県労働局雇用均等室に計47名)。

### (4)事業所内保育施設に対する支援の推進 3, 921百万円

事業所内保育施設設置・運営等助成金について、事業所内保育施設を設置、運営する中小企業に対する助成率の引上げ(1/2→2/3)を引き続き実施する。

### (5)中小企業における次世代育成支援対策の推進 560百万円

「中小企業一般事業主行動計画策定推進2か年集中プラン」の実施により、中小企業における次世代育成支援対策を推進する。

## 安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

### 1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進

《853百万円→695百万円》

#### (1)職場における男女雇用機会均等の推進 430百万円

男女雇用機会均等法の履行確保のため、厳正的確な指導を行うとともに、迅速な紛争解決の援助を実施する。

#### (2)ポジティブ・アクションの取組の推進 265百万円

男女雇用機会均等法の履行確保とともに、男女労働者の格差の解消をめざした企業の積極的かつ自主的な取組(ポジティブ・アクション)を進めるため、その周知と取組のノウハウを提供する。

### 2 育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化(再掲)

### 3 パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進

《1, 622百万円→1, 380百万円》

パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保、正社員転換の実現を図るため、パートタイム労働法に基づく的確な指導等を実施するとともに、専門家(均衡待遇・正社員化推進プランナー(141名))による相談・援助や雇用管理改善を行う事業主に対する助成金(40万円～60万円(大企業30万円～50万円))の支給等により、その取組を支援する。

### 4 多様な働き方に対する支援の充実

《212百万円→210百万円》

#### (1)短時間正社員制度の導入・定着の促進 147百万円

短時間でも正社員としての安定した働き方である短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、導入企業の具体的事例等に基づくノウハウの提供等を行うとともに、特に制度の定着を支援するため、本制度を運用する事業主に対する助成措置の拡充(制度利用者2人目～10人目まで:15万円→20万円(大企業10万円→15万円))を図る。

#### (2)良好な在宅就業環境の確保 63百万円

専門家及び相談員による在宅就業に関する相談対応や、セミナーの開催を通じた在宅就業者のスキルアップ支援を行うとともに、在宅就業を仲介する機関による安定的な仕事の確保の支援等により、適正な在宅就業環境の整備を図る。

## 平成22年度予算における子ども手当等の取扱いについて

標記について、以下のとおり合意する。

1. 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成22年度予算に計上するとともに、平成22年度分の支給のための所要の法律案を次期通常国会に提出する。
  - (1) 中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額13,000円を支給する。
  - (2) 所得制限は設けない。
  - (3) 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
  - (4) (3)以外の費用については、全額を国庫が負担する。
  - (5) 公務員については、所属庁から支給する。
  - (6) 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。
2. 平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて平成23年度以降の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出する。

3. 子ども手当については、国負担を基本として施行するが、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う地方財政の増収分については、最終的には子ども手当の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致する。また、児童手当の地方負担分についても、国、地方の負担調整を図る必要がある。
4. 3.の趣旨及び平成22年度予算における取扱いも踏まえ、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う増収分が最終的に子ども手当の財源に充当され、児童手当の地方負担分の適切な負担調整が行われるとともに、平成21年12月8日の閣議決定に基づいて設置される「検討の場」において、幼保一体化等を含む新たな次世代育成支援対策の検討を進めることと併せて、「地域主権」を進める観点から、「地域主権戦略会議」において補助金の一括交付金化や地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方の議論を行い、その見直しについて検討を行う。これらの検討については、平成23年度予算編成過程において結論を得て、順次、必要な措置を講ずるものとする。

平成21年12月23日

国家戦略担当・内閣府特命担当大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

## 4. 明日の安心と成長のための緊急経済対策について

### (1) 待機児童解消への取組

#### ① 平成21年度第2次補正予算案

民間保育所の施設整備については、平成20年度第2次補正予算及び平成21年度第1次補正予算により設置した「安心こども基金」においてその推進を図っているところである。平成21年12月8日に閣議決定した「明日の安心と成長の緊急経済対策」において、待機児童解消への取組として、地域の余裕スペースの活用等による認可保育所の分園等設置の促進、家庭的保育の拡充により、待機児童の大半を占める低年齢児の良質な保育を拡充することとし、平成21年度第2次補正予算案において安心こども基金に200億円の積み増しを行い、待機児童解消のために、

ア. 地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館等）を活用して小規模な認可保育所の分園等を設置する場合（賃貸物件を含む）の施設整備費、改修費、賃借料

イ. 家庭的保育の実施場所を設置する場合（賃貸物件を含む）の改修費、賃借料について、安心こども基金における国庫補助率の嵩上げ条件に基づく補助率を適用し、その際、補助基準額の割り増しを行うこととしている。

なお、上記の措置に伴い、従来の安心こども基金における「小学校内等の教材等の保管場所として使用されている空き教室等を保育所分園として使用するための改修等の補助」は廃止する。**(参考資料1(P. 43)参照)**

また、学校、公営住宅、公民館等の地域の余裕スペースを活用した待機児童解消に向けた取組の推進のため、国においても内閣府を中心に関係省庁（厚生労働省、文部科学省、国土交通省、財務省）が連携して取り組むこととし、昨年12月24日に打ち合わせを開始したところであり、地方公共団体におかれてもより一層積極的な取組をお願いしたい。

## ② 安心こども基金における家庭的保育者研修

家庭的保育者に対する研修については、従来から、安心こども基金の「家庭的保育者研修事業（補助率：1/2）」において実施しているところであるが、今回、家庭的保育者養成の推進を図るため、家庭的保育者に対する研修を地域子育て支援拠点事業やファミリー・サポート・センター事業等の従事者に対する研修と一体的に実施する場合は、安心こども基金の「地域子育て創生事業（補助率：定額）」の補助対象とし、自治体の負担軽減を図ることとした。

## ③ 平成22年度予算案について

平成21年4月時点における保育所入所待機児童数は2年続けて増加し、前年同月に比べて5,834名増の2万5,384人となった。

このような状況で、待機児童対策を加速させるため平成20年度から平成22年度において集中重点的に保育サービスを量的に拡充するとともに、家庭的保育事業など地域の事情等に応じた保育の提供手段の多様化を図るため、安心こども基金の創設など、待機児童解消の取組を実施しているところである。

各地方公共団体においては、それぞれの地域における保育ニーズを的確に把握し、以下の待機児童対策関連予算の措置状況を踏まえて、計画的なサービス提供体制の整備に努められたい。

特に、待機児童が50人以上で、児童福祉法に基づき保育の実施の事業等の提供体制の確保に関する計画を策定することが義務づけられている市区町村（特定市区町村）においては、保育所整備の他、家庭的保育等の施策を積極的に活用するなど、地域における保育ニーズに応えることができるよう積極的な取組をお願いしたい。

#### ④ 保育所運営費について

待機児童解消のための保育所整備等の推進に対応した民間保育所に係る運営費の拡充を図っているところである。

なお、平成22年度より運営費を支弁する際の保育単価の適用年齢について、これまで年度途中に入所した児童は、入所した月の初日における年齢の保育単価を適用していたところであるが、クラス編成の実態との整合性を図る観点から、当該年度4月初日時点での年齢による単価を適用することとしているのでご留意願いたい。

#### ⑤ 保育所入所の円滑化について

ア. 保育所への入所の円滑化については、「保育所への入所の円滑化について」（平成10年2月13日児発第73号・児保第3号）により実施されているが、平成21年度において、保育所の定員設定について、入所児童数に応じた設定が行われるよう定員区分を10人刻みに細分化したところである。これに伴い、定員見直しの基準を、「連続する過去の3年間常に定員を超えており、かつ、各年度の平均在所率が120%以上の状態である場合」から、「連続する過去の2年間~~※~~常に定員を超えており、かつ、各年度の平均在所率が120%以上の状態である場合」に改正する。

（※平成23年4月1日より適用。平成21年4月1日、平成22年4月1日時点については従前どおり）

イ. 待機児童解消のため、児童福祉施設最低基準を満たしている場合に限り、年度当初に認可定員の15%以内で、年度途中（5月～9月）において認可定員の25%以内で定員を超えて保育の実施を行うことができることとされているが、地域の実情により応じた扱いを可能にするため、平成22年度からこの制限を撤廃することとする。

なお、この場合に年度途中における保育所入所の受入体制の整備に留意することが必要である。

## ⑥ 行政刷新会議における事業仕分けの対応等

行政刷新会議における事業仕分けの評価結果を踏まえ、保育所運営費については、保育料の徴収基準額について、現行の第7階層より上の高所得者階層について第8階層区分を新たに設定することとしている。

### (参考資料2(P. 47)参照)

また、これまで一般会計において実施していた延長保育促進事業については、仕事を持つ保護者向けの保育サービスである休日保育事業や夜間保育事業と同様に、平成22年度は事業主拠出金財源による児童育成事業として実施することとし、これに関連して、これまで年金特別会計児童手当勘定において実施していた一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業及び児童ふれあい交流促進事業については、保護者の就業の有無に関わらずすべての子育て家庭を対象とした事業であることも踏まえて、平成22年度は一般会計による次世代育成支援対策交付金の対象事業として実施することとしている。

そのため、以下のとおり事業実施の費用負担割合が変更となるのでご留意願いたい。(後述「5. 少子化対策について(3)次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)について」(P. 27)、参考資料3(P. 48)参照。)

#### ○延長保育促進事業

これまで		平成22年度
国 1/2、市町村 1/2	→	国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3 (指定都市・中核市 2/3)

#### ○一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業及び児童ふれあい交流促進事業

これまで		平成22年度
国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3	→	国 1/2、市町村 1/2 (指定都市・中核市 2/3)

## ⑦ 地方分権改革（保育所の基準関係）について

保育所の最低基準については、昨年10月7日、地方分権改革推進委員会より、廃止又は条例委任することを内容とする「第3次勧告」があった。これを受けて、昨年12月15日に閣議決定された地方分権改革推進計画においては、保育の質等に深刻な悪影響が生じかねない保育士の配置基準、居室面積基準、保育の内容、調理室等に限って、国の基準を「従うべき基準」として、条例はこれに従わなければならないが、その他の事項については「参酌すべき基準」として、基本的には地方自治体の判断で定められることとなった。ただし、居室の面積基準については、待機児童が多く、地価が高い等の状況に着目し、東京等の一定の地域に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、国の基準を「標準」として、説明責任を果たせばこれと異なる基準を定められることとなった。

各都道府県・政令市・中核市においては、今後、それぞれの条例により、適切な基準を定めていただく必要がある。その際には、引き続き保育の「質」が確保されるために適切な措置を講じていただくようお願いする。

なお、法律の改正により措置すべき事項については、必要に応じて一括して所要の法律案を本年の通常国会に提出する予定としている。**(参考資料4(P. 49)参照)**

## ⑧ 保育所等における安全管理及び事故防止について

保育所及び認可外保育施設における児童の安全管理については、従来よりご尽力いただいているところであり、今般、「保育施設における死亡事例について」（平成21年12月7日記者発表）により、平成16年4月から平成21年11月までの間に発生した保育所等（認可保育所、認可外保育施設）における死亡事例を取りまとめ公表したところである。

各都道府県等におかれては、事故の発生の予防や発生した場合の迅速かつ的確な対応が図られるよう、保育所等における安全管理体制の充実について、引き続き市区町村及び保育所等に対する指導をお願いする。

なお、保育所等において死亡事故等の重大事案が発生した場合には、従来から報告をお願いしているところであるが、改めて保育所及び認可外保育施設における事故の報告について通知をすることとしているので、市区町村に対して周知を行うとともに、事案が発生した場合は速やかに報告をお願いしたい。

## (2) 母子家庭等の在宅就業支援

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）において、「仕事と家庭の両立を図りやすい働き方として、母子家庭等の「在宅就業」の拡大を図るための自治体の取組をさらに推進する」こととされた。**(参考資料5(P. 50)参照)**

これは、平成21年度第1次補正予算により実施されている安心こども基金を活用した「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」の運用を改善するものである。同事業は、ひとり親等の在宅就業について、業務の開拓、仕事の品質管理、従事者の能力開発、相談支援等の一体的取組等を実践し、家庭と仕事の両立を図りやすい働き方である在宅就業の拡大に向けた環境整備を図るもので、昨年12月には、国による審査分事業として15自治体の事業を採択したところである**(参考資料6(P. 51)参照)**が、在宅就業はひとり親だけでなく、障害者や高齢者の生活も向上させる「これからの社会のセーフティーネット」としての意義を有すること、また、人的能力の開発や経済への貢献、環境への貢献といった「活力ある社会への貢献」、「地域づくり・地域再生への貢献」としての意義も有することから、その推進を図ろうとするものである。**(参考資料7(P. 52)参照)**

今回の緊急経済対策では、本事業について、より多くの自治体の参加を促進するため、都道府県において審査・採択をできる枠組み（都道府県審査分）を設けることとしたところである。

具体的には、国から都道府県の安心こども基金へ「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業分」として一定の資金交付を行い、都道府県において事業実施自治体の事業計画を、国が示す基準により審査を行い、安心こども基金から所要額を支弁する仕組みを設けることとしている。**(参考資料8(P. 54), 別冊資料参照)**

本事業については、上述の社会的意義にも照らし、商工関係部局等とも連携し、是非積極的な取組をお願いする。特に、都道府県においては、管内市等に対しての周知とともに、事業計画の審査の対応等をよろしくお願いしたい。

### (3) 育児・介護休業トラブル防止指導員の設置

平成21年度補正予算案(第2号)額 27,561千円

#### 現状

雇用情勢の急速な悪化の中、妊娠・出産、産前産後休業及び育児休業等の申出又は取得を理由とする解雇その他不利益取扱いが増加している。育児休業に係る不利益取扱いに関する労働者からの相談は、最近5年間増加傾向にあり、20年度も大幅増加。

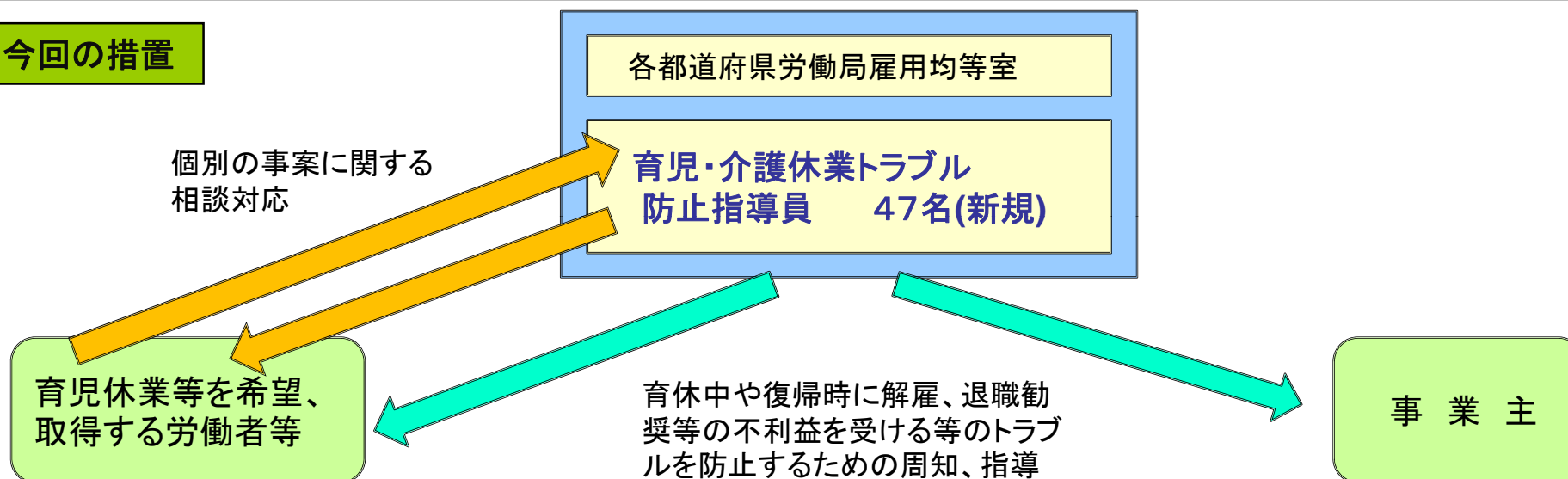
育児休業に係る不利益取扱いに関する労働者からの相談件数

年度	16	17	18	19	20
件数	521	612	722	882	1,262

改正育児・介護休業法(21年6月成立)

- ・不利益取扱いなど育児休業等の制度利用に係る苦情・紛争の解決の仕組みを整備
- ・法違反に対する指導の実効性を高める

#### 今回の措置



## (4) 幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(抄) ～平成21年12月8日 閣議決定～

### 6. 「国民潜在力」の発揮

—「ルールの変更」や社会参加支援を通じて、国民の潜在力の発揮による景気回復を目指す。

#### (1) 「制度・規制改革プロジェクト(仮称)」

新たな需要創出に向けて、これまで大きな岩盤に突き当たり、停滞していた制度・規制改革に正面から取り組む。

##### ①制度・規制改革

新たな需要創出に向けた規制改革の重要課題については、行政刷新会議において下記を含む重点テーマを設定し、その実現に向け積極的に取り組む。

##### <具体的な措置>

##### ○幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革

- 幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める。
- このため、主担当となる閣僚を定め、関係閣僚の参加も得て、新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。

##### (ア)利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革

- ・利用者と事業者の間の公的契約制度の導入、保育に欠ける要件の見直し、利用者補助方式への転換の方向など、利用者本位の制度を実現する。また、保育料設定の在り方について、水準の在り方も含め、制度設計の中で検討する。

##### (イ)イコールフットイングによる株式会社・NPOの参入促進

- ・株式会社、NPO・社会的企業も含めた更なる参入促進を図るべく、客観的基準による指定制度の導入を検討する。
- ・また、施設整備補助の在り方、運営費の使途範囲・会計基準等の見直しについても、制度設計の中で検討する。

##### (ウ)幼保一体化の推進

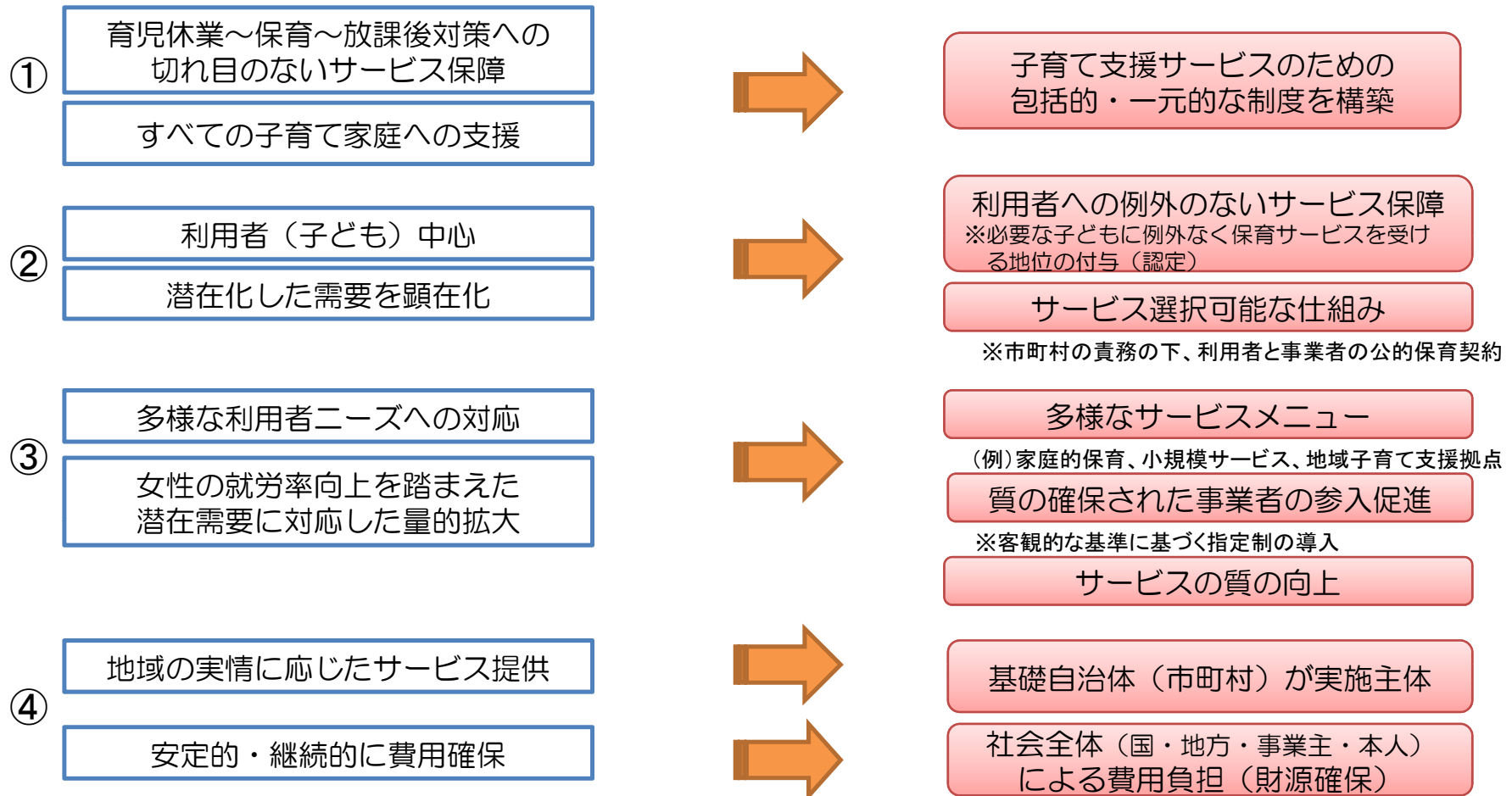
- ・上記制度における新たな給付体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方についても検討し、結論を得る。

## 5. 少子化対策について

### (1) 少子化対策特別部会の議論の整理について

少子化対策特別部会におけるこれまでの議論のポイント

- 少子化対策としては、すべての子どもの健やかな育ちを基本に置きつつ、保育・放課後児童クラブ・地域の子育て支援をはじめとするサービスの抜本的拡充が必要。
- 少子化対策は、持続可能な我が国の社会を構築するための「未来への投資」であり、社会全体で費用を負担する仕組み（財源確保）が必要であるとともに、ニーズに応じて質の確保されたサービスが増えていくような子育て支援のための包括的・一元的な制度づくりが必要。



## ポイント①

育児休業～保育～放課後対策への切れ目のないサービス保障

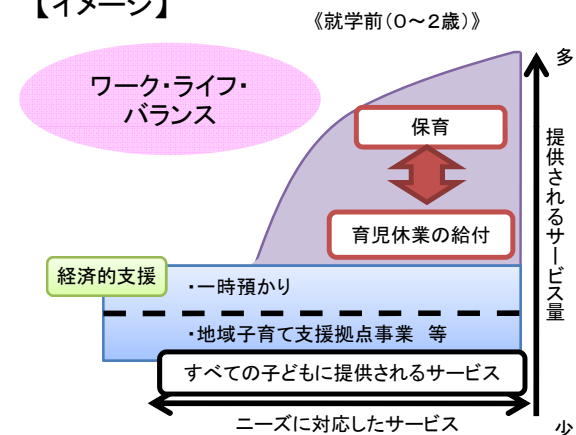
すべての子育て家庭への支援



子育て支援サービスのための  
包括的・一元的な制度を構築

- 少子化の背景にある、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解消するため、
  - ① 働き方の改革による仕事と生活の調和の実現
  - ② 様々な子育て支援のためのサービスを一元的に提供する社会的基盤の構築を、少子化対策として一体的に取り組む。
- 様々な子育て支援のためのサービスを一元的に提供する社会的基盤の構築の実現のためには、社会全体で費用を負担する仕組みによる財源確保が必要であるとともに、ニーズに応じて質の確保されたサービスが増えていくような子育て支援サービスのための包括的・一元的な制度の構築が必要。  
例) 現状では、様々な考え方・仕組みのもとで給付・財源がバラバラであることから、これら給付・財源を一体的に提供できる仕組みが必要。
- 少子化対策としては、「すべての子どもの健やかな育ちの支援」を基本として、仕事と子育ての両立を支援する給付を組み合わせる。その際、ライフステージ、働き方に応じ、育児休業～保育サービス～放課後対策への切れ目のないサービス等が保障され、すべての子育て家庭に対し、必要となる子育て支援が提供されることが必要。
  - ・ 保育サービスの質的・量的拡充
  - ・ 放課後児童クラブの質的・量的拡充
  - ・ すべての子育て家庭に対し、必要な子育て支援サービスが提供される仕組み
- 女性の就業率の高まりに対応したスピード感のあるサービスの抜本的拡充とともに、児童人口減少地域における保育機能の維持等の課題にも対応。

### 【イメージ】



## ポイント②(保育サービス)

利用者(子ども)中心

潜在化した需要を顕在化



利用者への例外のないサービス保障  
※必要な子どもに例外なく保育サービスを受ける  
地位の付与(認定)

サービス選択可能な仕組み

※市町村の責務の下、利用者と事業者の公的保育契約

### ○ 市町村の実施責務を法制度上明示

- ①例外ない公的保育サービスの保障責務、②質の確保された公的保育サービスの提供責務、③適切なサービスが確実に受けられるようにする利用支援責務、④保育サービス費用の支払義務

### ○ 例外のない保育サービス保障(潜在需要を顕在化)

- 保護者の就労形態を問わず、「保育が必要な」子どもに例外なく保育サービスを受ける地位を付与(「保育に欠ける」という仕組みの見直し)。
- 利用者が希望する保育サービスの利用開始までの間、市町村は多様なサービスメニューの中から補完利用できるようにすることが必要。

### ○ 市町村が、客観的な基準に基づき、保育の必要性・量を認定

※併せて優先的利用確保についても、市町村が認定する仕組み。

- 必要量は、3歳未満の子どもには週あたり2~3区分を月単位で設定、3歳以上の子どもには区分なしを基本。
- 虐待事例などは市町村の斡旋等により適切に受入れ。

### ○ 利用者と保育所が公的保育契約(サービス選択可能な仕組み)

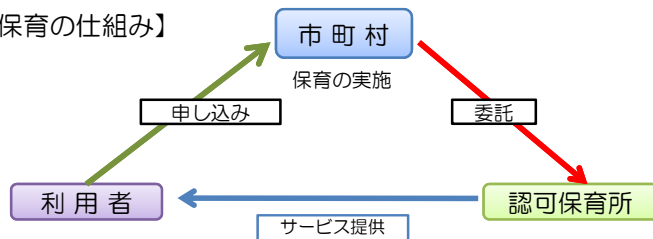
※現行の市町村から保育所に委託する仕組みを見直し、公の財政事情等によってサービス抑制が働かない仕組みへ。

- 利用者(子ども)中心の視点に立ち、市町村の実施責務の下、利用者と事業者の公的保育契約を締結し、サービスを提供。
- 市町村において子育て支援全般に係るコーディネート機能や苦情解決の仕組みが必要。

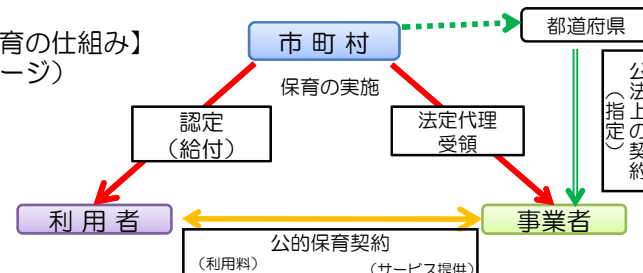
### ○ 利用者に対し利用したサービスを費用保障(給付) + 保育所等による法定代理受領

- 年齢、地域、規模、時間帯などに応じた単価設定(公道価格による質の保障と安定的事業運営への配慮)。
- 保育料は保育所等に納付することを基本に、保育料の滞納には市町村が利用者からの保育料の納付に関与する仕組みを検討。

【現行の保育の仕組み】



【新たな保育の仕組み】  
(イメージ)



### ポイント③

多様な利用者ニーズへの対応

女性の就労率向上を踏まえた  
潜在需要に対応した量的拡大



多様なサービスメニュー

(例)家庭的保育、小規模サービス、地域子育て支援拠点等

質の確保された事業者の参入促進

※客観的な基準に基づく指定制の導入

サービスの質の向上

#### 〈仕事と子育ての両面を支援するサービス〉

##### ○ 多様な保育サービス類型の導入

- ・ すべての子どもに対する公的保育を保障する観点と、多様な利用者ニーズへの対応の観点から、多様なサービス類型を導入。  
例) 家庭的保育、小規模サービス、短時間勤務等、早朝・夜間・休日保育、事業所内保育等

##### ○ 児童人口減少地域における対応

- ・ 児童人口減少地域において、子どもに質の高い保育を保障するため、小規模サービス、多機能型サービス等の検討。

##### ○ 指定制の導入と市町村のサービス提供確保の義務

- ・ 多様な利用者ニーズへ対応し、多様なサービス類型のそれぞれごとに質の確保された事業者の参入促進を図るため、客観的な基準（通常保育については最低基準）に基づく指定制を導入。
- ・ 裁量的な認可により、地方自治体の財政事情等による抑制が働かない仕組みの改革。
- ・ 市町村による計画的なサービス基盤整備と児童人口の減少地域等における供給過多による弊害回避。

##### ○ 質の確保された事業者の参入促進

- ・ 施設整備費については、運営費に相当額（減価償却費相当）の上乗せを検討（当面の集中的整備促進等のための施設整備補助は維持）。
- ・ 認可外保育施設の最低基準到達支援
- ・ 適正なサービスの確保、サービスの休廃止時のルールが必要。
- ・ 質の確保のための指導監督が従来よりも重要な役割を果たすべきであるが、そのための実施体制の確保策を検討。その際、都道府県と市町村の役割の整理等についても考慮。
- ・ 運営費の用途制限は、保育サービスの特質を考慮し、配当なども含め、一定のルールが必要。また、会計処理については、法人種別ごとの会計処理を検討。

##### ○ サービスの質の向上

- ・ 保育所に求められる役割等の高まりに対応した職員配置、保育の質の維持・向上を図るための安定雇用や保育士の処遇改善を可能とする仕組み、研修の制度的保障、ステップアップの仕組み等。
- ・ 指導監査とともに、情報公表・評価等の仕組み。

## ポイント③(続き)

### ○ 病児・病後児保育の量的拡充

- ・ 病児・病後児保育は、ニーズも高く、セーフティネットとして重要な役割。働き方の見直しに取り組みつつ、量的拡充が必要。
- ・ 施設型と非施設型の役割、医師との連携等について検討。

### ○ 放課後児童クラブの量的・質的拡充

- ・ 質の確保を図りつつ、量的拡充を図ることが重要。小学校の活用とともに、財源保障を強化し、人材確保のための処遇改善が必要。
- ・ 市町村の実施責任、保障の仕組みの強化、質を確保するための緩やかな基準の必要性、人材確保のための処遇改善等を検討。

### 〈すべての子育て家庭を支援する基本サービス〉

### ○ 多様なニーズに対応できる一時預かりの受け皿の拡大

- ・ 一時預かりは、乳幼児のいる子育て家庭の多様なニーズに対応する基本サービスとして、保障を充実。
- ・ 今後の需要の拡大が見込まれる中、多様な主体、多様なサービス提供方法を活用した受け皿拡大。

### ○ 地域子育て拠点事業等地域の子育て支援の充実

- ・ 子育ての孤立感、負担感の解消に資する地域子育て支援拠点、遊びを通じた子どもの育成を基盤とした児童館事業等、地域特性に応じた柔軟な地域の子育て支援の取組を支援する枠組みの検討。

### ○ 社会的養護を必要とする子ども等、特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する施策の充実。

- ・ 施設に入所している子どもの心のケアや家庭復帰へ向けた支援、年齢に応じた設備などにより子どもの状態や年齢に応じたケアが実施できるよう、施設機能や配置基準などの見直しが必要。
- ・ 施設機能の見直しのみならず、地域で生活する要保護児童への支援の充実や施設と地域資源の連携も必要。

## ポイント④

地域の実情に応じたサービス提供

安定的・継続的に費用確保

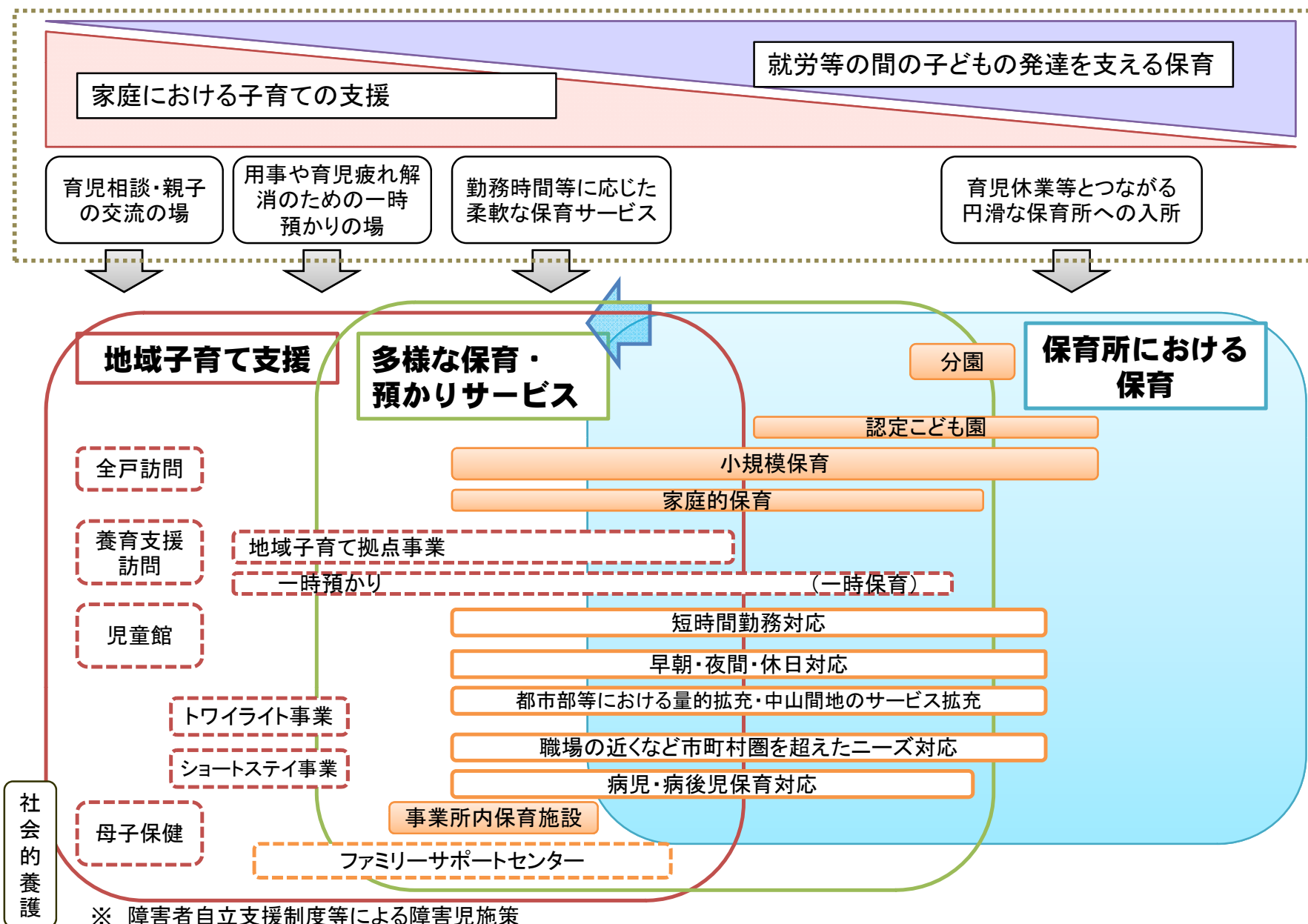


基礎自治体（市町村）が実施主体

社会全体（国・地方・事業主・本人）による費用負担（財源確保）

- 地域の実情に応じたサービス提供を図るため、基礎自治体（市町村）が制度の実施主体。
  - 新たな制度体系の実現には財源確保が不可欠。
  - 現行のサービスの類型によって財源構成も給付も異なる仕組みから、包括的・一元的な制度の構築へ。
  - 社会全体（国・地方・事業主・個人）で重層的に支え合う仕組みが必要であることを前提に、新たな制度体系の全体像を検討する中で、以下の点につき、引き続き議論。
    - ・ 新たな制度体系によって増大する費用を国・地方・事業主・個人で適切に役割分担する仕組み
    - ・ 地方負担については、不適切な地域差が生じないような仕組み
    - ・ 事業主負担については、働き方と関連の深いサービスなど受益と負担の連動、働き方の見直しを促進するような仕組み
    - ・ 社会全体で支え合うことを前提に、誰でも大きな負担感なく一定の負担で利用できるようにした上で、低所得者にも配慮する仕組み 等
- ※ 例えば、フランスでは「全国家族手当金庫」により、子育て支援に係る財源を一元的に管理し、労使・利用者等の関係者が運営に参画し、資金を給付。

# 多様な子育て支援のニーズに対応したサービス



(参考)

少子化対策特別部会では、昨年2月の第1次報告を受け、保育の仕組みについて、2つの専門委員会を設置しながら、引き続き議論を行ってきました。

これらの議論を踏まえ、12月25日に部会において議論の整理が行われました。

このことに関しては「これまでの議論の整理」として厚生労働省のHP上に資料を公表していますので、下記URLをご参照ください。

《参照:URL》

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/12/s1225-12.html>

## (2) 子ども・子育てビジョン(仮称)(子ども・子育て応援プランの見直し)

### 子ども・子育てビジョン(仮称)

(新少子化社会対策大綱+新子ども・子育て応援プラン)

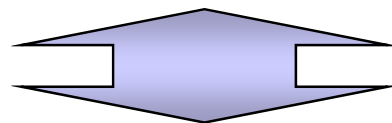
少子化社会対策基本法第7条の規定に基づき、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するため策定された施策の大綱とその実施計画。

※従来は大綱とプランを別々としていたが、今回は一体のものとして策定予定

○大綱及びその具体的な実施計画

○本年(平成22年)1月を目処に今後5年間(平成22年度~26年度)の施策内容と数値目標を策定予定。

※保育や放課後児童クラブ等の子育て支援サービスについて、潜在需要を踏まえた目標値を設定。



### 次世代育成支援対策推進法(平成17年4月施行)に基づく地域行動計画

都道府県、市町村……地域における子育て支援等について5か年計画を策定

→平成22年度から、新しい5か年計画(後期行動計画)

※事業主……仕事と子育ての両立支援のための雇用環境の整備や働き方の見直し等について2~5か年の計画を策定

## 子ども・子育てビジョン(仮称)の策定スケジュール

平成20年12月24日 少子化社会対策会議において、大綱見直しの方針について決定。

平成21年 8月末 市町村における保育サービス等の目標事業量の報告。

平成21年10月～

- 目標事業量の集計まとめ、新大綱（子ども・子育てビジョン（仮称））への反映。
- 内閣府に福島少子化担当大臣・泉政務官をメンバーとする「子ども・子育てビジョン（仮称）検討ワーキングチーム」を設置。  
泉政務官を主査とする作業グループを設置し、原案作成・関係省庁との調整。

平成22年1月（予定）「子ども・子育てビジョン（仮称）」策定。

### 【政府全体会議】

少子化社会対策会議(平成15年9月10日～)

会長：内閣総理大臣

委員：内閣官房長官 総務大臣 法務大臣 外務大臣 財務大臣 文部科学大臣

厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 環境大臣 防衛大臣

国家公安委員会委員長 内閣府特命担当大臣

### (3) 次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）について

#### 《21年度》

児童育成事業費(事業主拠出金財源)

放課後児童健全育成事業  
 家庭的保育事業  
 病児・病後児保育事業  
 一時預かり事業  
 地域子育て支援拠点事業  
 児童ふれあい交流事業 など

次世代育成支援対策交付金(一般財源)

388億円

仕事と子育ての両立を支援するサービス

延長保育

(特定事業)  
 ・乳児家庭全戸訪問事業  
 ・養育支援訪問事業  
 ・ファミリー・サポート・センター事業  
 ・子育て短期支援事業  
 (その他事業)

すべての子育て家庭向けのサービス

#### 《22年度予算案》

児童育成事業費(事業主拠出金財源)

放課後児童健全育成事業  
 家庭的保育事業  
 病児・病後児保育事業  
 延長保育事業 など

次世代育成支援対策交付金(一般財源)

361億円

すべての子育て家庭向けのサービス

児童ふれあい交流事業

一時預かり事業

地域子育て支援拠点事業

新規事業(子育て支援ネットワーク事業ほか)

(特定事業)  
 ・乳児家庭全戸訪問事業  
 ・養育支援訪問事業  
 ・ファミリー・サポート・センター事業  
 ・子育て短期支援事業  
 (その他事業)

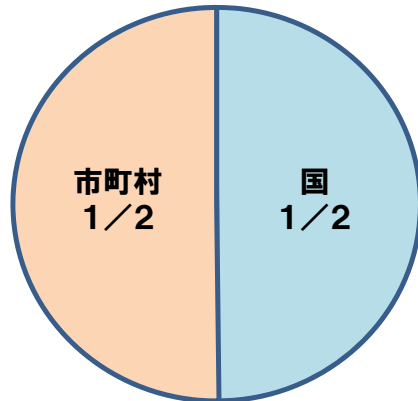
すべての子育て家庭向けのサービス

※上記の表は、事業規模をイメージ化したものであり、事業ごとの積算内訳はない。

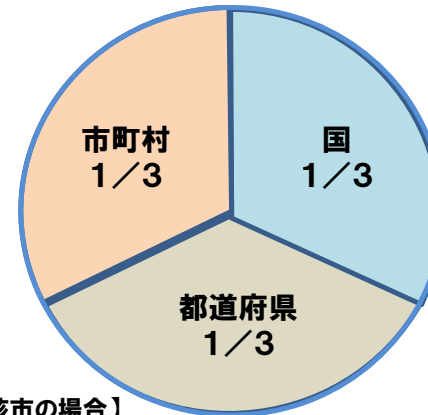
# 負担割合の変更について

〈延長保育〉

《ソフト交付金：一般財源》

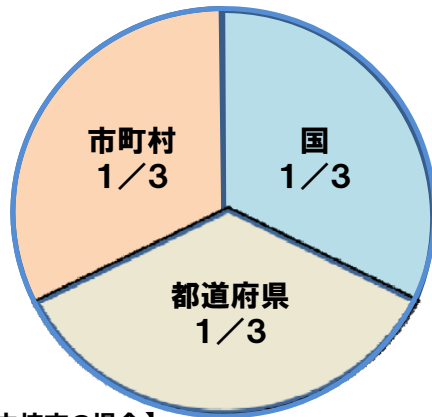


《児童育成事業費：事業主拠出金財源》



【指定都市、中核市の場合】  
国1/3 指定都市・中核市2/3

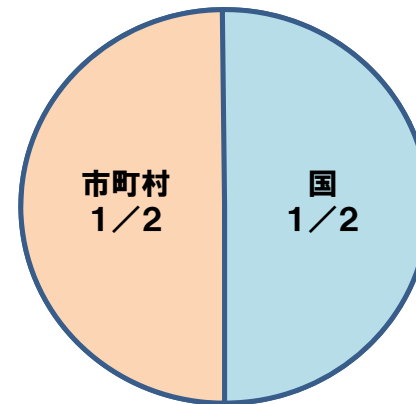
《児童育成事業費：事業主拠出金財源》



【指定都市、中核市の場合】  
国1/3 指定都市・中核市2/3



《ソフト交付金：一般財源》

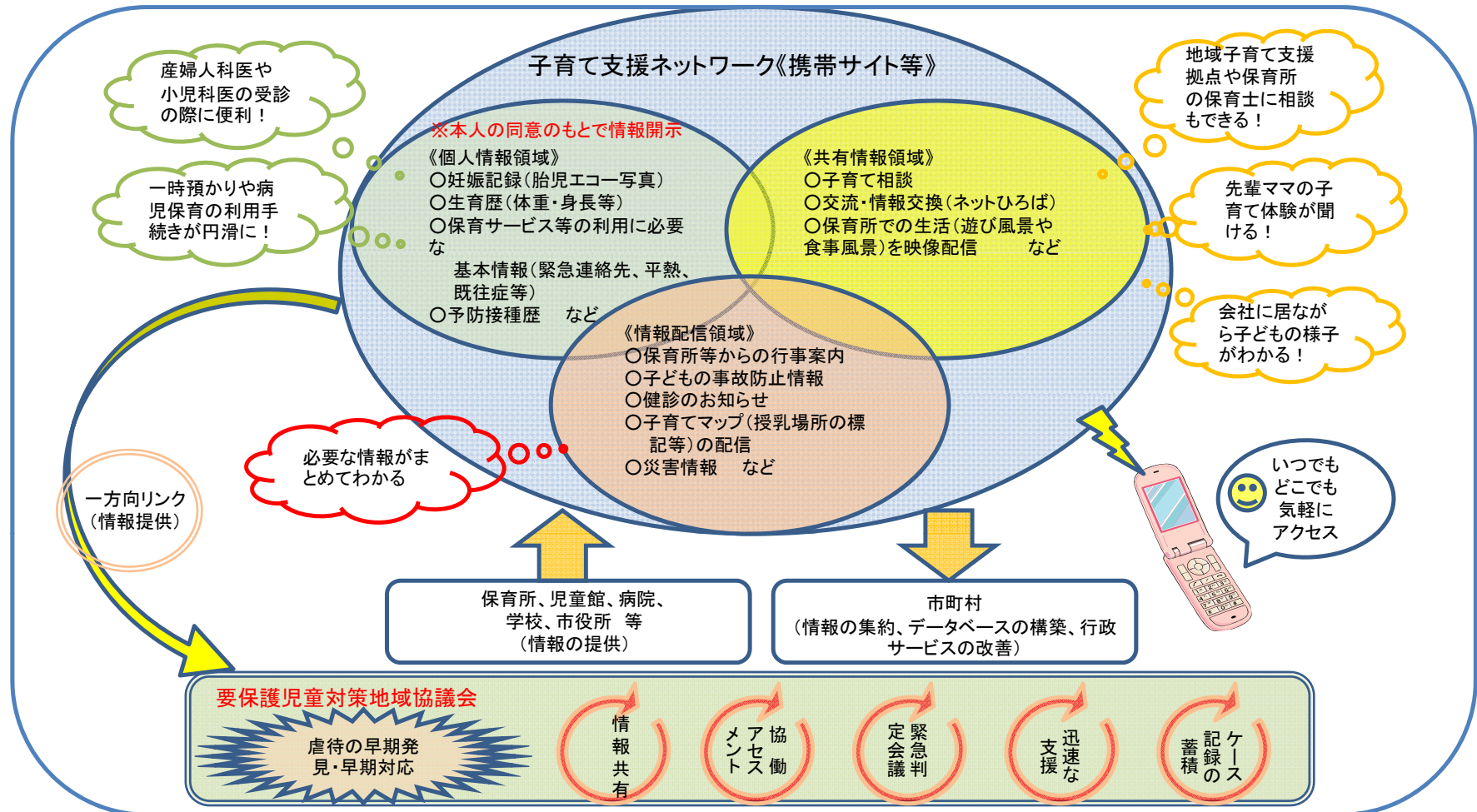


〈地域子育て支援拠点、一時預かり、  
児童ふれあい交流〉

# 子育て支援ネットワーク事業（新規）イメージ

子育てについての情報不足、相談相手の不在による子育てのしづらさの改善に向けて、地域住民参加型の子育て支援に関する情報ネットワークの基盤構築を図る。

【既存の子育てサービスと相まって、子育て世代に幅広く普及している携帯サイトなどを活用し、子育て支援を展開】



## 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の拡充

### 【課題】

「子どもを守る地域ネットワーク」については、平成21年4月1日現在、97.6%の市町村で設置(虐待防止ネットワークを含む。)されているが、その機能強化を図っていくことが課題となっている。具体的には以下のとおり。

- 調整機関への専門職員(コーディネーター)の配置促進  
⇒ 児童福祉司と同様の資格を有する者の配置は、14.2%(平成21年4月・調整機関担当職員の状況)
- ネットワークを活用した適切な援助を行うため、関係機関の更なる連携強化が必要  
⇒ 「ネットワーク会議が開催されていない」、「単独の機関や担当者のみで対応している」等が指摘されている

## 子どもを守る地域ネットワークの機能強化

### 【既存分】

コーディネーターやネットワーク構成員の専門性強化等

(事業内容)

- ① コーディネーターの専門性向上に向けた児童福祉司任用資格取得のための研修受講
- ② ネットワーク構成員のレベルアップを図るため学識経験者(アドバイザー)による研修会開催  
など



(これに加え)

### 【新規分】

ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組

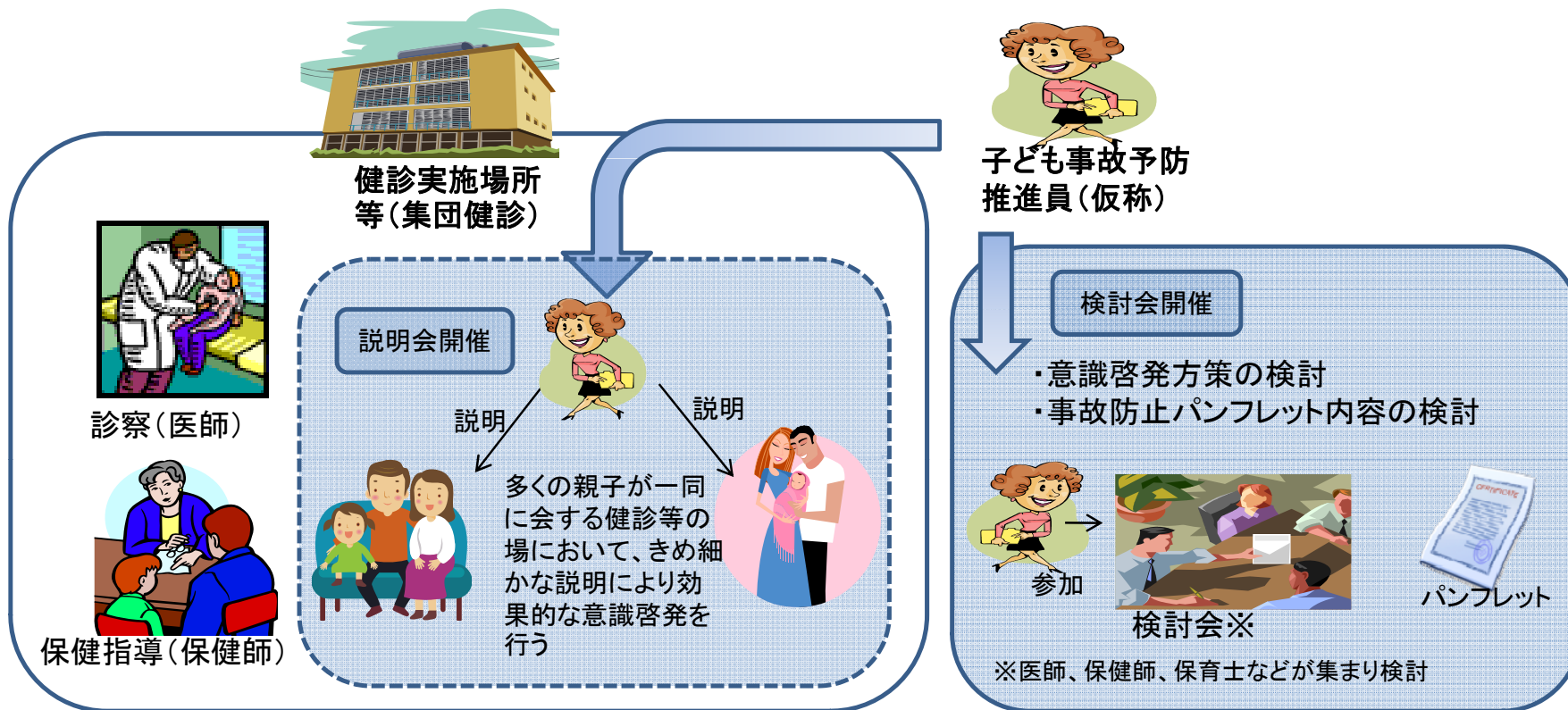
(事業内容)

- ① インターネット会議システム等の導入による  
ケース検討会議の開催
- ② ケース記録や進行管理台帳等の電子化  
など

## 子どもの事故予防強化事業（新規）イメージ

子ども（特に乳幼児）の事故（お風呂場で溺死する事故、階段等から転落事故など）の大部分については予防可能なことから、保護者等に対する意識啓発を行うことで子どもの事故の予防強化を図る。

事故防止のためのパンフレット等を、両親学級や、1歳6か月児・3歳児健診などの集団健診などの場において、子ども事故予防推進員（仮称）が配布・説明するなど、保護者等に対する意識の啓発をきめ細かく行うとともに、必要に応じ、意識啓発方策やパンフレット内容を検討するため事故予防検討会を開催する。



## 評価に対する基準点数表（案） その1（一時預かり事業）

保育所型、 地域密着型	基準点数	地域密着Ⅱ型	基準点数
25人以上300人未満	2.6Pt(1か所あたり)	25人以上300人未満	2.4Pt(1か所あたり)
300人以上900人未満	7.9Pt(1か所あたり)	300人以上900人未満	7.1Pt(1か所あたり)
900人以上1500人未満	14.2Pt(1か所あたり)	900人以上1500人未満	12.8Pt(1か所あたり)
1500人以上2100人未満	20.5Pt(1か所あたり)	1500人以上2100人未満	18.4Pt(1か所あたり)
2100人以上2700人未満	26.8Pt(1か所あたり)	2100人以上2700人未満	24.1Pt(1か所あたり)
2700人以上3300人未満	33.1Pt(1か所あたり)	2700人以上3300人未満	29.8Pt(1か所あたり)
3300人以上3900人未満	39.4Pt(1か所あたり)	3300人以上3900人未満	35.4Pt(1か所あたり)
3900人以上	45.7Pt(1か所あたり)	3900人以上	41.1Pt(1か所あたり)

※ いずれも年間延べ利用児童数

※ いずれも年間延べ利用児童数

## 評価に対する基準点数表（案） その2（地域子育て支援拠点）

ひろば型	基準点数
基本分	【3～4日型】 17.8pt(機能拡充型23.9pt) 【5日型】 21.8pt(機能拡充型36.5pt) 【6～7日型】 25.8pt(機能拡充型39.0pt)
加算分(出張ひろば)	6.7pt
加算分(地域の子育て力を高める取組)	【1事業実施】 2.2pt    【2事業実施】 3.0pt 【3事業実施】 3.7pt    【4事業実施】 4.5pt

センター型	基準点数
基本分	【5日型】 37.0pt 【6～7日型】 39.6pt
経過措置分 (小規模型指定施設)	【基本分】 12.9pt 【加算分】 6.8pt ※保健相談等加算

児童館型	基準点数
基本分	8.4pt
加算分 (地域の子育て力を高める取組)	2.2pt

※ いずれも1か所あたりの基準点数

## (参考) 地域子育て支援拠点事業の概要

	ひろば型	センター型	児童館型
機能	常設のつどいの広場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、地域支援活動を実施	民営の児童館内で一定時間、つどいの場を設け、子育て支援活動従事者による地域の子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村(特別区を含む。) (社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託も可)		
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ②子育て等に関する相談・援助の実施 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施		
実施形態	<p>①～④の事業を子育て親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施</p> <p><b>・機能拡充型(別単価)</b> 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動とひろばと一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施</p> <p><b>・出張ひろばの実施(加算)</b> 常設のひろばを開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、出張ひろばを開設</p> <p><b>・地域の子育て力を高める取組の実施(加算)</b> ①中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施 ②世代間や異年齢児童との交流の継続的な取組の実施 ③父親サークルの育成など父親のグループづくりを促進する継続的な取組の実施 ④公民館、街区公園、プレーパーク等の子育て親子が集まる場所に定期的に出向き、必要な支援や見守り等を行う取組の実施</p>	<p>①～④の事業の実施に加え、地域の関係機関や子育て支援活動を行う団体等と連携して、地域に向いた地域支援活動を実施</p> <p><b>・地域支援活動の実施</b> ①公民館や公園等地域に職員が出向いて、親子交流や子育てサークルへの援助等の地域支援活動を実施 ②地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される家庭への対応</p>	<p>①～④の事業を児童館の学齢児が来館する前の時間を活用し、子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施</p> <p><b>・地域の子育て力を高める取組の実施(加算)</b> ひろばにおける中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施</p>
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(2名以上)	保育士等(2名以上)	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(1名以上)に児童館の職員が協力して実施
実施場所	公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室等を活用	保育所、医療施設等で実施するほか、公共施設等で実施	児童館
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日 1日5時間以上	週5日以上 1日5時間以上	週3日以上 1日3時間以上

## 評価に対する基準点数表（案） その3（新規事業）

事業名	基準点数
子育て支援ネットワーク事業	13.5pt(1市町村あたり)
子どもを守る地域ネットワークの機能強化 ・ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組	15.0pt(1市町村あたり)
子どもの事故予防強化事業	<b>【基本分】</b> 3.0pt(児童人口3000人未満) 5.0pt(児童人口3000人以上1万人未満) 8.0pt(児童人口1万人以上) <b>【加算分】</b> 1.0pt(事故予防検討会を開催した場合)

## 評価に対する基準点数表（案） その4（児童ふれあい交流促進事業）

児童ふれあい交流促進事業については、その他創意工夫のある取組(児童人口配分)により実施。

## (参考) 次世代育成支援人材養成事業

### 【趣旨等】

核家族化等により子育てに不安を持つ世帯の増加や地域・家族における子育て力の低下が認められること、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業等の法定化などを内容とした改正児童福祉法が成立したことに伴い、子育て支援サービスの充実を図っていく必要がある中、地域力を活用した子育て支援の充実は重要であり、それを支える質の確保されたスタッフの養成研修を行う。

### 【事業内容】 次の1又は2のいずれかを実施する場合は3ポイント、いずれも実施する場合は6ポイントを配分

1 地域の様々な次世代育成支援の取組を把握し、親の子育てを支援するコーディネーター的役割を果たす者の養成

- (1) 子育て中の親のニーズの多様化と支援の意義
- (2) 子育て支援に関わる各施設との連携のあり方
- (3) リスクマネジメント(虐待対応(つなぎ)など)

などを中心として、コーディネーターとして必要な理解や知識などを得るための研修

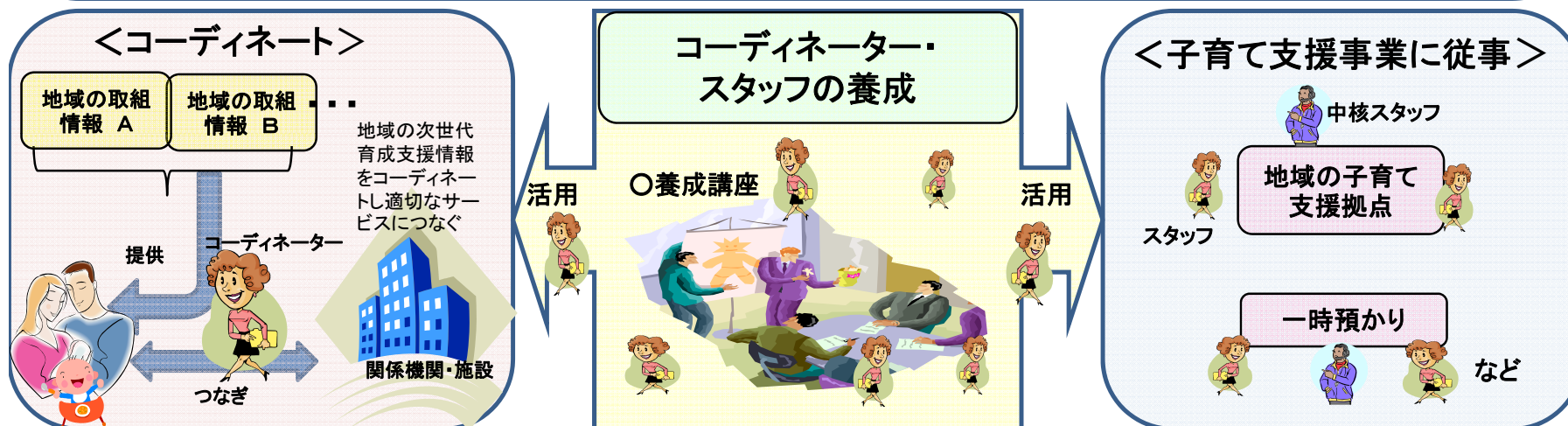
2 地域で行われる子育て支援事業に参画する者の養成

- (1) 地域における子育て支援の必要性への理解
- (2) 保育の理解と援助

などを中心として、子育て支援に関する基本的な理解や知識などを得るための研修を行う。

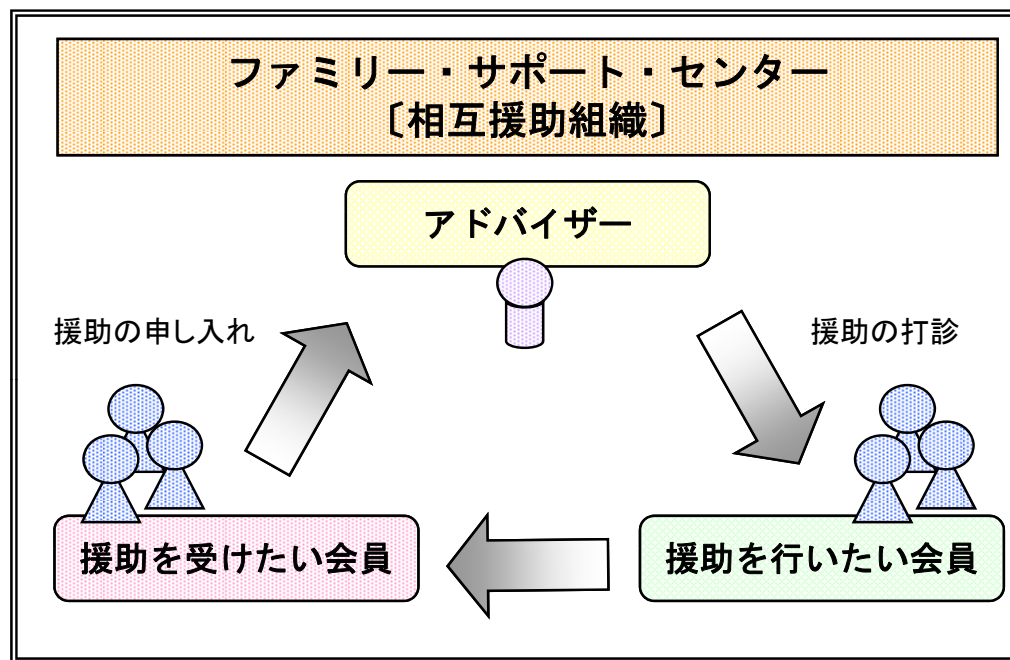
(事業例)

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、などにおける中核的担い手を支えるスタッフ養成



## ファミリー・サポート・センター事業における 病児・病後児等預かり等の実施について

- 地域における病児・病後児の預かり等の対応を促進するため、平成21年度から、地域住民間の相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業において、病児・病後児等の預かり事業を開始している（「病児・緊急対応強化事業」）。
- なお、平成17年度より実施していた「緊急サポートネットワーク事業」は廃止し、ファミリー・サポート・センター事業の病児・病後児等の預かりへの移行を促進する（移行期間（平成21年度・22年度）においては、国において円滑な移行のための事業（「病児・緊急預かり対応基盤整備事業」）を実施。）



### 《平成21年度の実施状況》

- ファミリー・サポート・センター事業  
実施数 599市区町村
- 病児・病後児等預かり事業  
実施数 47市区町村

## 6. その他

### (1) 子育て応援特別手当（平成21年度版）の準備経費及び執行停止に伴う経費について

子育て応援特別手当（平成21年度版）については、執行停止に伴い、準備を進めていただいた地方公共団体には、大変ご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

なお、準備経費及び執行停止に伴う経費については、以下のとおり、適切に対応させていただくこととしています。

#### ① 子育て応援特別手当（平成21年度版）事務取扱交付金

市町村が行う子育て応援特別手当（平成21年度版）の支給の準備に伴う実施事務及び都道府県が行う連絡調整等に必要な経費を交付金の対象とする。

#### ② 子育て応援特別手当（平成21年度版）特別事務取扱交付金

子育て応援特別手当（平成21年度版）の執行停止に伴い、市町村及び都道府県において発生する違約金、撤去費、執行停止の広報・周知経費及び残務処理等に必要な経費を交付金の対象とする。

※詳細については、追って通知。

## (2) 児童の安全確認・安全確保の徹底について

### ◎児童相談所等関係機関の関与がありながら虐待死を防げなかった事例の存在

#### 48時間ルールの徹底

- ・情報提供であっても死を招く子ども虐待の可能性の認識
- ・安全確認は、原則48時間以内に子どもを直接目視することにより実施

#### ためらわず必要な場面での一時保護の実施

- ・保護者の同意が得られない場合であっても子どもの安全を最優先にした実施
- ・虐待の確証が得られない場合においても、児童の安全のため一時保護による診断・判定も辞さない

#### 臨検・捜索制度等の積極的な活用

- ・長期間子どもの安全が確認されず、呼びかけに全く応答しない場合等における積極的な活用
- ・出頭要求、立入調査、再出頭要求の段階を踏まえ、次の見通しをもった迅速な対応

#### 関係機関との連携

- ・虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が早い時期からその子ども等に関する情報や方針を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要
- ・要保護児童対策地域協議会を積極的に活用するとともに、日頃からの情報交換により、各機関の連携を深めていくことが適当

## (3) 児童虐待防止のための親権制度研究会について

### 第1 親権制度の見直しの必要性

平成19年の児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律附則により、同法律施行(施行日平成20年4月1日)後3年以内に、親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとなっている。

(参考)

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律附則

第2条 政府は、この法律の施行後3年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 第2 検討

#### 1 検討課題

親権に係る制度のうち主に児童虐待防止に関連する事項を中心に見直しの検討を行った上で、法制審議会開催の要否(民法改正の要否)を検討する。

#### 2 検討の進め方

大村敦志東京大学教授を座長とし、学者、弁護士、法務省担当者、厚生労働省担当者、最高裁判所事務総局担当者等で構成される「児童虐待防止のための親権制度研究会」を開催する。

#### 3 スケジュール

平成21年6月 研究会を立ち上げて検討開始  
平成22年1月 研究会の成果の取りまとめ  
法制審議会への諮問の要否検討

「児童虐待防止法見直し勉強会」において議論された論点(親権に係る制度に関連すると思われるもの)

- ・ 児童虐待を行った保護者に対する指導等に関するもの
- ・ 面会又は通信の制限に関するもの
- ・ 接近禁止命令に関するもの
- ・ 行政権限の行使に対する司法の関与に関するもの
- ・ 親権の一時・一部停止に関するもの
- ・ 未成年後見制度の在り方等に関するもの

## 【参 考 资 料】



## 安心こども基金の概要

安心こども基金 総額(国費) 2700億円

20年度第2次補正予算 1000億円  
21年度第1次補正予算 1500億円  
21年度第2次補正予算案 200億円

### 安心こども基金(平成20年度第2次補正予算)

1000億円

基金創設(平成20年度～22年度)により、新待機児童ゼロ作戦(保育所等緊急整備事業(一部、補助率の引き上げ)等)の前倒し実施 → 15万人分の受入体制の整備

### 安心こども基金の拡充(平成21年度第1次補正予算)

1500億円

- ①保育サービス等の充実 …雇用情勢悪化等による待機児童の増加に対し、速効性のある対応等
- ②すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実 …創意工夫により地域の子育て力をはぐくむ取組等の拡充
- ③ひとり親家庭等への支援の拡充 …厳しい雇用情勢下、資格取得支援とその間の生活保障、在宅就業支援等
- ④社会的養護の拡充 …児童養護施設等の生活環境改善、安定した就職が困難な退所児童の生活・就業支援等

### 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)

(運用改善)

#### ○家庭的保育者養成の促進

家庭的保育者研修を地域子育て支援拠点事業やファミリーサポートセンター事業等の従事者に対する研修と一体的に実施する場合は、地域子育て創生事業(補助率:定額)の補助対象とする。

#### ○ひとり親家庭等の在宅就業支援事業

各都道府県において、自治体(都道府県・市)の事業を審査・採択する仕組みを導入する。

### 安心こども基金の拡充(平成21年度第2次補正予算案)

200億円

待機児童解消のため、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館等)を活用して、認可保育所の分園等設置促進、家庭的保育の拡充により、待機児童の大半を占める低年齢児の良質な保育を拡充する。

○小規模な認可保育所(分園等)の設置に係る施設整備、賃貸料、改修費

○家庭的保育の実施場所の改修費や賃貸料

について補助基準額及び補助率の引き上げ

※補助基準額及び補助率の引き上げについては、現行の安心こども基金の保育所緊急整備事業における待機児童解消のための定員純増整備要件に準じることとし、純増定員の算定においては、上記の増加定員枠を合算できることとする。

# 安心こども基金の事業の概要

**安心こども基金の創設  
(20年度第2次補正予算)  
計1000億円**

- 保育所等整備事業 700億円  
(一部補助率の引き上げ)
- 認定こども園整備等事業 150億円
- 家庭的保育改修事業 50億円
- 放課後児童クラブ設置促進 50億円
- 保育の質の向上のための  
研修事業 50億円

**○保育サービス等の充実 計1000億円  
(厚労分959億円、文科分41億円)**

**安心こども基金の拡充  
(21年度第1次補正予算)  
追加分 計1500億円  
(厚労省分1432億円、文科省分68億円)**

- 保育サービス等の充実**  
350億円  
(厚労分282億円、文科分68億円)  
保育サービス等の充実
- すべての家庭を対象とした  
地域子育て支援の充実**  
500億円  
地域子育て創生事業
- ひとり親家庭等への支援の拡充**  
500億円  
就業支援関係事業(21~23年度) 250億円  
在宅就業支援(21~23年度) 250億円
- 社会的養護の拡充**  
150億円  
退所児童等の就業支援(21~23年度)  
環境改善・職員の資質の向上等

計 2500億円

**20年度第2次補正予算 計1000億円  
(厚労分959億円、文科分41億円)**

**21年度第1次補正予算 計1500億円  
(厚労省分1432億円、文科省分68億円)**

**安心こども基金の拡充  
(21年度第2次補正予算案)  
追加分 計200億円(厚労省分)**

**○保育サービス等の拡充**

地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館等)を活用した、

- ・小規模な認可保育所(分園等)の設置に係る施設整備、賃貸料、改修費
- ・家庭的保育の実施場所の改修費や賃貸料について補助基準額及び補助率の引き上げ

※補助基準額及び補助率の引き上げについては、現行の安心こども基金の保育所緊急整備事業における待機児童解消のための定員純増整備要件に準じることとし、純増定員の算定においては、上記の増加定員枠を合算できることとする。

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(21年12月8日閣議決定)  
運用改善事項(厚労省分)

- 家庭的保育者養成の促進
- ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の実施促進

計 2700億円

## 経済対策(保育サービスの拡充)の概要

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(抜粋)

(5) 保育サービスの拡充等女性の就労支援

女性が働きやすい環境づくりのため、良質な保育サービス等の拡充、母子家庭等の在宅就業の支援に取り組む。

○ 待機児童解消への取組

**地域の余裕スペースの活用等による認可保育所の分園等設置の促進、家庭的保育の拡充により、待機児童の大半を占める低年齢児の良質な保育を拡充する。**

### 保育所待機児童解消へのこれまでの取組

保育所待機児童解消に向けた取組をより一層推進するため、安心こども基金(H20年度2号補正1,000億円、H21年度1号補正1,500億円、計2,500億円)を設置し、保育所整備や家庭的保育実施場所の改修等を実施中。

### 保育サービスの拡充等女性の就労支援

安心こども基金に200億円の積み増しを行い、待機児童解消のために、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館等)を活用して、

- a. 認可保育所の分園等を設置する場合(賃貸物件を含む)
- b. 家庭的保育の実施場所を設置する場合(賃貸物件を含む)

において、補助基準額及び補助率の引き上げを行う。

(参考)補助率の引き上げの内容

待機児童解消のための定員純増整備の条件に基づき補助率を適用する。

aの場合: 国1/2、市町村1/4、設置者1/4 → 国2/3、市町村1/12、設置者1/4

bの場合: 国1/2、市町村1/2 → 国2/3、市町村1/3

また、純増定員の算定においては、今回の取組による定員(受け入れ)枠も含めて合算できることとする。

なお、上記の措置に伴い、従来の安心こども基金における「小学校内等の教材等の保管場所として使用されている空き教室等を保育所分園として使用するための改修等の補助」は廃止する。

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(家庭的保育者養成の推進(安心こども基金の運用改善))

### 平成20年度第2次補正予算

保護者や地域の実情に応じた多様なニーズに応える観点から、家庭的保育事業を推進するため、家庭的保育者に対して行う研修や家庭的保育者になる際に必要となる知識を習得するための研修の実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う。

安心こども基金「家庭的保育者研修事業(補助率1/2)」



### 今回の措置

上記に加え、家庭的保育者研修を地域子育て支援拠点事業やファミリーサポートセンター事業等の従事者に対する研修と一体的に実施する場合は、安心こども基金の「地域子育て創生事業(補助率:定額)」の補助対象とし、自治体の負担軽減を図り、家庭的保育者のさらなる養成を図る。

## 平成22年度保育所運営費国庫負担金における 保育所徴収金基準額表(案)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)	
階層区分	定 義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000円
第3階層		市町村民税課税世帯	19,500円
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満	30,000円
第5階層		40,000円以上 103,000円未満	44,500円
第6階層		103,000円以上 413,000円未満	61,000円
第7階層		413,000円以上 734,000円未満	80,000円 (保育単価限度)
第8階層		734,000円以上	104,000円 (保育単価限度)
		27,000円 (保育単価限度)	41,500円 (保育単価限度)
		58,000円 (保育単価限度)	77,000円 (保育単価限度)
		101,000円 (保育単価限度)	

保育対策等促進事業費補助金 延長保育促進事業  
平成22年度基準額（案）

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
保 育 対 策 等 促 進 事 業	<p>1 延長保育促進事業</p> <p>(1) 延長保育推進事業（基本分） 1か所当たり年額 4,600,000円</p> <p>(2) 延長保育事業（加算分） （延長時間により区分される次に定める額とする）</p> <p>1事業当たり年額 300,000円（延長時間30分）</p> <p>1,400,000円（延長時間1時間）</p> <p>2,200,000円（延長時間2～3時間）</p> <p>4,600,000円（延長時間4～5時間）</p> <p>5,400,000円（延長時間6時間以上）</p> <p>（ただし、(1)及び(2)ともに事業期間が6か月未満の施設にあっては、該当する1か所（事業）当たり年額に2分の1を乗じて得た額を基準額とする）</p>	延長保育促進事業に必要な経費	1 / 3

## 地方分権改革(保育所の基準関係)について

### ○ 第3次勧告(平成21年10月7日)の内容

保育所の基準について、廃止又は条例委任する。

(条例委任する場合、国の基準については、原則「参酌すべき基準」とされ、例外的に、「標準」又は「従うべき基準」とすることも可。)

注) 「従うべき基準」：条例は、基準に従わなければならない

「標準」：条例の内容は、地方自治体に「合理的なもの」である旨の説明責任あり

「参酌すべき基準」：基本的には地方自治体の判断で定められる

### ○ 地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)

- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市)に委任する。
- ・ 条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。
- ・ ただし、保育所にあつては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。

＜「従うべき基準」と整理したもの＞

- 保育士の配置基準
- 居室の面積基準(乳児室1.65㎡、ほふく室3.3㎡、2歳以上の保育室1.98㎡)  
(※ただし、東京等に限り、待機児童解消までの一時的措置として「標準」)
- 保育の内容(保育指針)、調理室(自園調理) など

＜「参酌すべき基準」と整理したもの＞

- 屋外遊戯場の設置、必要な用具の備え付け、耐火上の基準、保育時間、保護者との密接な連絡 など

→ 法律の改正により措置すべき事項については、必要に応じて一括して所要の法律案を平成22年通常国会に提出することを基本とする。

## 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(母子家庭等の在宅就業支援)の概要

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)(抜粋)

(5) 保育サービスの拡充等女性の就労支援

女性が働きやすい環境づくりのため、良質な保育サービス等の拡充、母子家庭等の在宅就業の支援に取り組む。

○母子家庭等の在宅就業支援

・仕事と家庭の両立を図りやすい働き方として、母子家庭等の「在宅就業」の拡大を図るための自治体の取組をさらに推進する。

### 平成21年度第1次補正予算

ひとり親家庭等が仕事と家庭の両立を図りやすい働き方としての在宅就業の推進を図るため、安心こども基金を活用した「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」において、在宅就業の拡大に向けた環境整備を積極的に行う自治体(都道府県・市)に対して、国による審査・採択の上、助成を行う。

### 今回の措置

○都道府県審査分事業の実施(安心こども基金の運用改善)

各都道府県において自治体(都道府県・市)の事業を審査・採択する仕組みを創設し、より多くの自治体の参加を促進することにより、ひとり親家庭等の在宅就業の推進をさらに図る。

# ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の実施イメージについて

対象者 : ひとり親【必須】 ただし、寡婦、障害者、高齢者を対象に追加することは可（その場合も、ひとり親を主な対象とする。）

## IT を用いた在宅就業の実践

(1) から (3) について一体的に取り組むものであること（委託実施可。複数自治体が連携して取り組むことも可。）。平成 24 年度以降も事業又は在宅就業としての就業の継続が一定程度見込まれること。

### (1) 業務の開拓

- ① 望まれる業務の内容
  - ・子育てとの両立ができるだけの時間の自由度があること。
  - ・原則として、以下のいずれかに該当するものであること
    - 業務A 無理なダブルワーク、トリプルワークの解消につながるレベルの収入（月 6 万円程度）が得られる在宅業務。
    - 業務B 子どもが小さいため等によりパートが増やせない人が、生活の維持や将来の教育費支出等に備えるレベルの追加収入（月 3 万円程度）が得られる在宅業務。
- ② 発注者の掘り起こし・官公需の切り出し
  - ・既存の就業者を圧迫しないように、新規の業務開拓（民需、官公需）を行うこと。
  - ・民需に関し、安定した業務発注のために事業者を組織化、あるいは、既に組織化された事業者集団と提携することも可能。
  - ・行政の仕事のアウトソーシングに際しては、地方自治法施行令第 167 条の 2 の活用も可能。
- ③ 発注者の技術支援
  - ・発注者が在宅就業業務を生み出す支援も可能。

### (2) 参加者の能力開発

- ① 参加者の計画・能力に応じたプログラム
    - (1) の業務内容を踏まえたプログラムであること。
- 
- ※ 基金財源の訓練手当は最大 18 月まで。基金財源の訓練実施は 24 年 3 月まで。24 年 4 月以降実施する場合は自治体で実施（ただし、プログラムは基金財源で開発したものが使用可能）
  - ② 研修の方法・内容
    - e ラーニングなど在宅研修と集合研修を効果的に組み合わせること。
    - 各段階で到達度等の審査をおこなうこと。
    - 内容は、パソコン操作、情報セキュリティ、ビジネスマナー、契約・税務処理など。
  - ③ 訓練手当
    - 訓練手当の期間、金額の上限は以下によるものであること。
    - 業務Aコース
      - 基礎訓練期間 1～6 月 月 5 万円（1 日 3 時間の訓練）
      - 応用訓練期間 7～18 月 月 2.5 万円（週に 1 日午前午後の訓練）
    - 業務Bコース
      - 基礎訓練期間 1～6 月 月 3 万円（1 日 2 時間の訓練）
      - 応用訓練期間 7～18 月 月 1.5 万円（2 週に 1 日午前午後の訓練）
    - 応用訓練期間は、在宅就業に従事し、就業収入を得ながら能力開発を実施する。

### (3) 業務処理（受注、在宅就業者への分配、検収、納品、報酬支払い等）の円滑な遂行を確保する仕組み

- (1) の業務の内容・発注者、仲介機関等の実情など地域の状況に応じたバリエーションが可能。
- ① 契約関係に着目すると、仲介機関には、大きく 2 つの形態あり。
  - a 型 仲介機関が発注者から業務を請け負い、在宅就業者に再発注。とりまとめて発注者に納品。
  - b 型 仲介機関は在宅就業者と発注者間を仲介（あっせん）するのみ。また、仲介機関がなく、就業者確保等すべてを発注者が行う形態も考えられる。
- ② 実務に着目すると、個々の就業者へ分配可能な形への加工、成果物の品質確保・検収、データのセキュリティー等について、仲介機関が担う形態や、発注者が担う形態が考えられる。
- ③ これまでの実例から、在宅就業者を子育て面や精神面も含めて支援する仕組みの工夫が必要。

## IT を用いない他の種類の在宅就業の実践

- ・従来型の内職に代わる新しい在宅就業形態であること
- ・新規の業務開拓を伴うこと
- ・訓練プログラムを備え、優良な就業機会につながるスキルアップが可能なこと
- ・業務の品質管理・相談支援の仕組みを有すること
- ・平成 24 年度以降も事業又は在宅就業としての就業の継続が一定程度見込まれること

### 付帯事業

- 本体事業（在宅就業の推進）との関係で本体事業費のおおむね 3 分の 1 の範囲で、以下の事業を行うことは可。
- ① 本体事業の参加者（就業・生活）との関係で付加価値を高める事業
- ② 本体事業のインフラを有効利用する事業

ひとり親家庭等の在宅就業支援事業

## 在宅就業の拡大を図る本事業の社会的意義

### これからの社会のセーフティーネット

- 母子家庭の母については、就業経験が少なかったり、結婚・出産により就業を中断していたことなどにより、就職・再就職に困難を伴うことが多く、就業してもパートなどの不安定な雇用条件にあることが多い。特に最近の厳しい雇用情勢の中、能力開発をはじめとする就業支援の一層の拡充が求められている。
- 家庭と仕事の両立を図りやすい働き方である「在宅就業」は、家事や子育ての負担を一人で負うことになる母子家庭の母にとっての良質な就業形態として、その確立が期待される。さらに、「在宅就業」は、高齢者や障害者にとっても、生活を向上させる大きな効果が見込まれる。
- 「生活」と「働くこと」に一生懸命な人々を応援するセーフティーネットとして、「在宅就業」の拡大は、普遍的な意義を有する。

## 活力ある社会への貢献

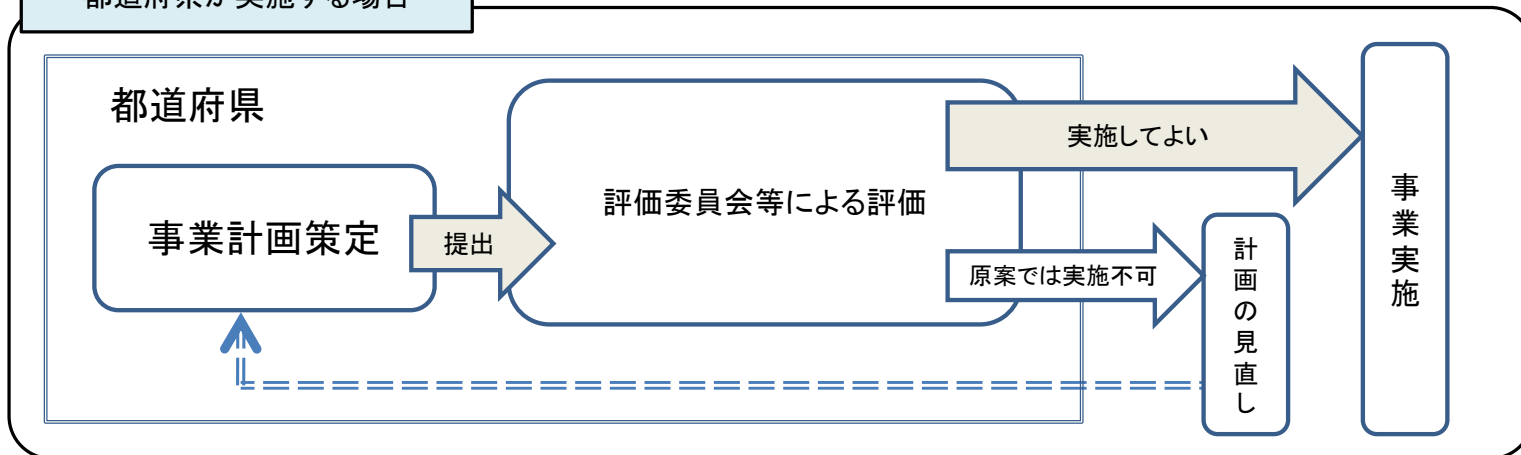
- 少子化が進行する中で、我が国の人的資源をフルに活用し、また、ひとりひとりの能力開発を進めることは、重要な課題である。
- 在宅就業者グループによる起業の例も多く、あるいは、業務の性格上ITの活用と密接な関係のある「在宅就業」は、経済への貢献という点でも、大きな可能性がある。また、通勤の軽減による環境負荷の軽減など、期待は大きい。

## 地域づくり・地域再生への貢献

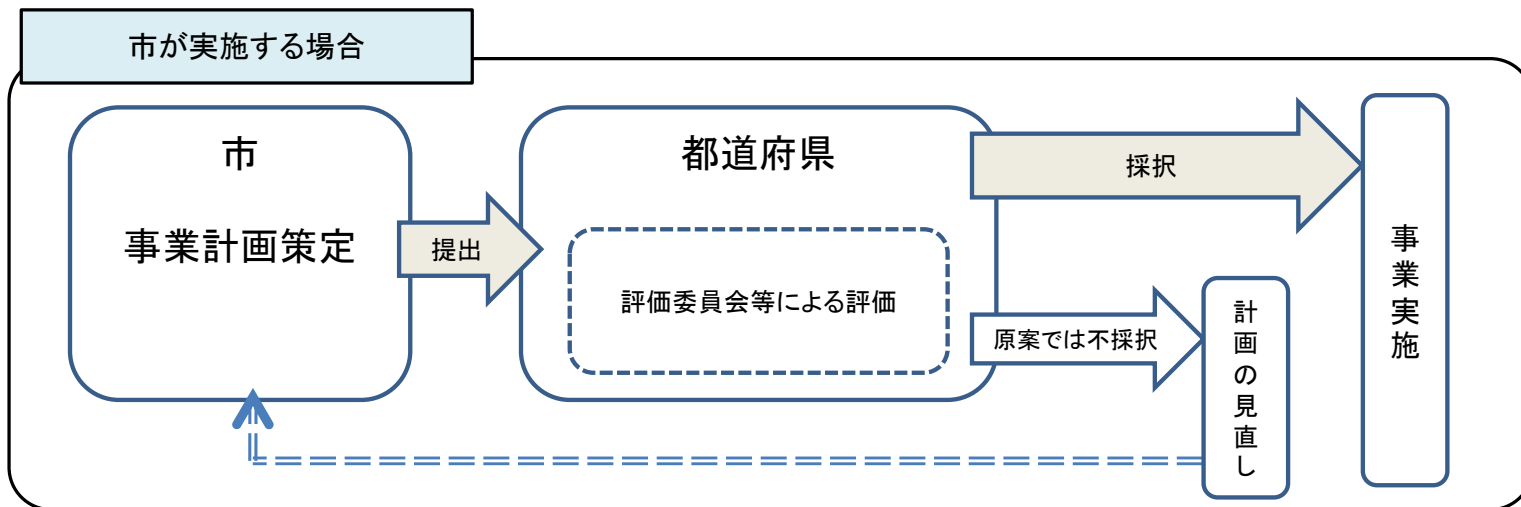
- 「在宅就業」は、「地域での生活」と「働くこと」の距離を縮める効果があり、地域住民ひとりひとりのつながりを深める。
- また、「在宅就業」は、就業者が家にこもることを意味しない。地域にワークステーションを設ければ、その周りには地域への新しい参加者が集うことになる。
- 「在宅就業」は、地域づくり・地域再生の観点からも、様々な可能性を有している。

### ひとり親家庭等の在宅就業支援事業(都道府県審査分)

#### 都道府県が実施する場合



#### 市が実施する場合



## 平成22年度 児童虐待防止対策支援事業実施要綱一部改正新旧対照表 (案)

改正案	現行
<p>「児童虐待防止対策支援事業の実施について（平成17年5月2日雇児発第0502001号）」の別紙 児童虐待防止対策支援事業実施要綱</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 事業内容 下記の1～12までの事業から地域の実情に応じて選択して実施するものとする。</p> <p>1 協力体制整備事業 (略)</p> <p>2 カウンセリング強化事業 (1) 趣旨 児童虐待に対する児童相談所の対応は、子どもの安全確保を最優先に取り組んできたところであるが、子どもの最善の利益を図るためには、<u>家族の再統合を目指した積極的な指導や未然防止の強化</u>が求められている。 児童虐待を行う又は育児不安等を抱える保護者は、自身の心の問題を抱えている場合もあると言われていることから、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等（以下、「精神科医等」という。）の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行うものであり、もって、子どもの福祉の向上に資するものである。</p> <p>(2) 事業内容 <u>次の事業を、個々の子どもや家族の状況を踏まえた上で、必要に応じて選択し、実施すること。（複数実施も可能とする。）</u></p> <p>① <u>カウンセリング促進事業</u> ア 本事業は、児童相談所が児童虐待問題に関して熱意を有する精神科医等の協力を得て、<u>子どもや保護者等の家族に対してカウンセリングを実施するものである。</u> なお、児童相談所は、地域の実情を踏まえた上で、精神科医等と契約の締結や申し合わせを交わす等により実施すること。</p> <p>イ 精神科医等の役割は、次のとおりとする。</p>	<p>「児童虐待防止対策支援事業の実施について（平成17年5月2日雇児発第0502001号）」の別紙 児童虐待防止対策支援事業実施要綱</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 事業内容 下記の1～12までの事業から地域の実情に応じて選択して実施するものとする。</p> <p>1 協力体制整備事業 (略)</p> <p>2 カウンセリング強化事業 (1) 趣旨 児童虐待に対する児童相談所の対応は、子どもの安全確保を最優先に取り組んできたところであるが、子どもの最善の利益を図るためには、<u>家族の再統合を目指した積極的な指導</u>が求められている。</p> <p>児童虐待を行う保護者は、<u>自身の虐待を受けた体験等による心の問題</u>を抱えている場合もあると言われていることから、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等（以下、「精神科医等」という。）の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行うものであり、もって、子どもの福祉の向上に資するものである。</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>① 本事業は、児童相談所が児童虐待問題に関して熱意を有する精神科医等の協力を得て実施するものである。</p> <p>なお、児童相談所は、地域の実情を踏まえた上で、精神科医等と契約の締結や申し合わせを交わす等により実施すること。 <u>さらに、家族療法事業を実施する場合には、下記②に加え、③の条件を付加すること。</u></p> <p>② 精神科医等の役割は、次のとおりとする。</p>

改正案	現行
<p>(ア) 児童相談所が児童虐待の相談を受理した際、必要に応じ医学的診断を行うものとする。</p> <p>(イ) 児童相談所の援助方針会議において、必要に応じ保護者に関する援助方針について、助言を行うものとする。</p> <p>(ウ) 援助方針会議で保護者に対する心理療法が決定した場合、心理療法を担当する職員に対し適宜助言を行うとともに、必要に応じ保護者に対するカウンセリング等を行うものとする。</p> <p>② 家族療法事業</p> <p>ア 本事業における家族療法とは、特定の治療法を意味するものではなく、虐待を受けたまたはそのおそれのある子どもや家族に対して、<u>治療計画（プログラム）を作成し、それに基づき心理的側面等からのケアを行うなど、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取り組みを意味するものであり、個別ケースの状況や児童相談所の体制等の実情に応じて行うこと。</u></p> <p>イ <u>子どもや家族に対する治療計画（プログラム）については、児童相談所と地域の医療機関（精神科医、小児科医等）や専門機関（有識者等）が協働して作成し実施すること。</u></p> <p>ウ <u>事業の実施期間は6月以上、1年未満を一つの目安とする。</u></p> <p>エ <u>（削除）</u></p> <p>エ 事業終了後は、必要に応じて、報告書、マニュアル（ガイドライン）等を作成の上、関係機関に配布し、活用を図ること。</p> <p>③ <u>ファミリーグループカンファレンス事業</u></p> <p>ア <u>本事業は、保護者等が自らの問題に向き合い、主体的に支援を受け入れるため、児童福祉司、児童心理司等の児童相談所職員や、精神科医等、当事者である保護者及びその親族等を構成員とし、当該子どもや家族に対しての支援方法・内容について話し合い・検討する機会を提供するものである。</u></p> <p>イ <u>本事業は、アに掲げるような構成員が当該子どもや家族の問題について複数回にわたって話し合い・検討を行うことにより実施することを基本とする。</u></p> <p>ウ <u>話し合い・検討の過程においては、保護者等が自らの問題に向き合えるよう、例えば、同様の問題を抱える保護者等とのグループ討議</u></p>	<p>ア 児童相談所が児童虐待の相談を受理した際、必要に応じ医学的診断を行うものとする。</p> <p>イ 児童相談所の援助方針会議において、必要に応じ保護者に関する援助方針について、助言を行うものとする。</p> <p>ウ 援助方針会議で保護者に対する心理療法が決定した場合、心理療法を担当する職員に対し適宜助言を行うとともに、必要に応じ保護者に対するカウンセリング等を行うものとする。</p> <p>③ 家族療法事業</p> <p>ア 本事業における家族療法とは、特定の治療法を意味するものではなく、虐待を受けたまたはそのおそれのある子どもや家族に対して、<u>心理的側面等からのケアを行うなど、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取り組みを意味するものであり、個別ケースの状況や児童相談所の体制等の実情に応じて行うこと。</u></p> <p>イ 児童相談所と地域の医療機関（精神科医、小児科医等）や専門機関（有識者等）が協働して、<u>子ども及び保護者の治療計画（プログラム）を作成し実施すること。</u></p> <p>ウ <u>実施期間は6月以上、1年未満を一つの目安とする。</u></p> <p>エ <u>当事業を実施するにあたって、実施児童相談所の正規職員を充てる場合、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、事業の対象とする。なお、その場合の非常勤職員が有する資格については、9の「24時間・365日体制強化事業」（3）に記載の任用資格が必要であること。</u></p> <p>オ 事業終了後は、報告書、マニュアル（ガイドライン）等を作成の上、関係機関に配布し、活用を図ること。</p> <p>【新規】</p>

改正案	現行
<p>を実施するなど、複数の保護者等について合同で参加できるプログラムを設けることも差し支えない。</p> <p>④ 宿泊型事業</p> <p>ア 一時保護所の居室等を活用し、問題を抱える親子に対して、必要な期間、宿泊等をしながらの生活訓練や親子関係改善のためのプログラムを行うとともに、精神科医等による行動観察を行い、必要な支援の提供と家庭復帰の可否等の適切な判断を行うことを目的とする。</p> <p>イ この事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(7)児童福祉施設への入所等の措置により親子分離がされているケースであって、家族再統合や家族の養育機能の強化又は家庭復帰の可否についての見極めが必要な家族</p> <p>(1)子どもは在宅しているが、保護者が強い育児不安等を持つため、生活を通じた親子関係のチェックや実践的なアドバイスが必要な家族</p> <p>ウ 事業内容</p> <p>個々のケースに応じて次のような事業を実施</p> <p>(7)家事や子どもとの接し方などの日常生活訓練</p> <p>(1)育児不安等の解消のためのカウンセリングやグループ討議</p> <p>(ウ)親子での接し方を学ぶためのゲームや料理作り</p> <p>(エ)精神科医等による親子関係の見立て及び援助方針への助言</p> <p>エ その他</p> <p>宿泊期間は個々のケースに応じて設置することとする。なお、親子の状況等を踏まえ、継続宿泊、複数回に分けて断続的に宿泊、日帰りなど様々な形態を組み合わせることも差し支えない。</p> <p>(3) 留意事項 (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 本事業を実施するにあたって、実施児童相談所の正規職員を充てる場合、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、事業の対象とする。</p> <p>3 医療的機能強化事業 (略)</p> <p>4 法的対応機能強化事業 (略)</p> <p>5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 (略)</p>	<p>【新規】</p> <p>(3) 留意事項 (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>3 医療的機能強化事業 (略)</p> <p>4 法的対応機能強化事業 (略)</p> <p>5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 (略)</p>

改正案	現行
<p>6 専門性強化事業  (1) 趣旨 (略)  (2) 事業内容  <u>次のいずれかの事業を実施すること。</u>  ① <u>専門家養成のための実践的な研修の実施や中央研修への参加派遣</u>  ② ～③ (略)  (3) ～ (4) (略)</p> <p>7 一時保護機能強化事業 (略)</p> <p>8 市町村及び民間団体との連携強化事業  (1) 趣旨 (略)  (2) 事業内容  ① 市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援 (略)  ② 民間団体との連携  <u>ア 民間団体活動推進事業</u>  都道府県は、NPO法人等の民間団体と連携し、子どもたち本人からの電話相談等への対応、職員の研修、保護者指導、家族再統合の取組み等を実施する。  <u>イ 民間団体育成事業</u>  都道府県は、児童相談所が行う保護者指導を委託する民間団体を育成するため、都道府県自ら又は先駆的な民間団体等に委託して、育成が必要な団体が当該事業を実施できるだけのスキルアップを図れるよう、当該団体へのアドバイザーの派遣や当該団体の職員の先駆的な民間団体での実地訓練等を実施する。</p> <p>9 24時間・365日体制強化事業 (略)</p> <p>10 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会) (略)</p> <p>11 評価・検証委員会設置促進事業 (略)</p> <p>12 保護者指導支援事業  (1) 趣旨 (略)  (2) 事業内容</p>	<p>6 専門性強化事業  (1) 趣旨 (略)  (2) 事業内容  ① 専門家養成のための実践的な研修  ②～③ (略)  (3) ～ (4) (略)</p> <p>7 一時保護機能強化事業 (略)</p> <p>8 市町村及び民間団体との連携強化事業  (1) 趣旨 (略)  (2) 事業内容  ① 市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援 (略)  ② 民間団体との連携</p> <p>都道府県は、NPO法人等の民間団体と連携し、子どもたち本人からの電話相談等への対応、職員の研修、保護者指導、家族再統合の取組み等を実施する。</p> <p><b>【新規】</b></p> <p>9 24時間・365日体制強化事業 (略)</p> <p>10 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会) (略)</p> <p>11 評価・検証委員会設置促進事業 (略)</p> <p>12 保護者指導支援事業  (1) 趣旨 (略)  (2) 事業内容</p>

改正案	現行
<p>①～② (略)</p> <p>③ 実施要件 ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 本事業を実施するにあたって、実施児童相談所の正規職員を充てる場合、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、事業の対象とする。</u></p> <p>(3) 留意事項 (略)</p> <p>第4 国の助成 (略)</p>	<p>①～② (略)</p> <p>③ 実施要件 ア～ウ (略)</p> <p>(3) 留意事項 (略)</p> <p>第4 国の助成 (略)</p>

## 障害児施設の入所における措置と契約について

### 現 状

- 障害児施設への入所は、「障害児施設給付費等の支給について」(平成19年3月22日障発第0322005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)において、保護者による虐待や養育拒否の場合等は措置、それ以外の場合には契約によることとされている。

- (措置の場合)
- ・ 保護者が不在であることが認められ利用契約の締結が困難な場合
  - ・ 保護者が精神疾患等の理由により制限行為能力者又はこれに準ずる状態にある場合
  - ・ 保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難な場合

### 課 題

- 措置と契約の判断について、都道府県によって差が生じている。  
(例えば、障害児入所施設における措置率は名古屋市、三重県、大阪市、愛知県は40%台、仙台市、長野県、鹿児島県は2%台となっている)
- こうした差が生じている背景には、保護者の虐待等、措置によるべき場合でも契約とされた事例があるとの指摘もある。

### 社会保障審議会障害者部会報告(平成20年12月16日)

- 措置か契約かの判断をより適切に行うとの観点から、判断基準を明確化する作業を進め、ガイドラインを作成することとすべきである。



## 障害児施設の入所に係る契約及び措置の運用について

(平成21年11月17日障障発1117第1号 障害福祉課長通知)

### (虐待の取扱い)

- ・虐待のおそれがある場合も虐待に含めて柔軟に対応
- ・保護者に契約の意志があっても措置で対応
- ・きょうだい措置されている場合でも個々の児童ごとに虐待状況を把握

### (滞納の取扱い)

- ・滞納をしていることだけをもって措置とするのではなく、児童の虐待等の状況を勘案し判断  
ただし、必要な手続きを行った上で契約解除された場合において、引き続き入所させる必要がある場合は措置とする
- ・措置によらなければ受け入れないなど事業者の意向ではなく、児童の状態により判断

### (その他)

- ・民法上、対象児童の保護者以外の者と契約することはできないため、保護者が契約できない場合は措置

本通知を踏まえ、現在、障害児施設に入所している児童も含めて適切な判断を



障 障 発 1 1 1 7 第 1 号

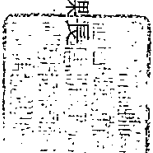
平 成 2 1 年 1 1 月 1 7 日

都 道 府 県  
各 指 定 都 市 民 生 主 管 部 ( 局 ) 長 殿  
児 童 相 談 所 設 置 市

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課

長



障害児施設の入所に係る契約及び措置の運用について

障害児施設の入所に係る契約及び措置の判断については、「障害児施設給付費等の支給について」(平成19年3月22日障発第03222005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)により示してきたところであるが、その判断については、各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市により差が生じているとの指摘があることから、全国的に適切な判断が行われるよう別紙のとおりその運用の考え方を示すので、現在障害児施設に入所している児童も含めて、適切な運用に努められたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的な助言に当たるものである。

(別紙)

## 障害児施設の入所に係る契約及び措置の運用について

### 1. 趣旨

障害児施設への入所に関しては、平成 17 年の児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の改正により、保護者と事業者との契約による「契約制度」が導入されたところである。

これにより、障害児施設への入所に関し、契約により行うか、措置により行うかに関する判断については、各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市(以下「都道府県等」という。)が、個別に行うこととなった。

このため、障害児施設に係る契約及び措置に関する判断について適切に行うことができるよう、「障害児施設給付費等の支給決定について」(平成 19 年 3 月 22 日付障発第 03222005 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)において、契約及び措置に関する判断基準を地方公共団体に対して示したところである。

しかし、障害児施設の入所に係る契約及び措置に関する判断については、都道府県等により、ばらつきが生じているとの指摘があり、「社会保障審議会障害者部会報告(平成 20 年 12 月 16 日)」等においても、「その判断について都道府県(指定都市、児童相談所設置市を含む)によって差が生じている状況があり、このため、措置が契約かの判断をより適切に行うとの観点から、判断基準を明確化する作業を進め、ガイドラインを作成することとすべきである」等の指摘がされたところである。

本通知は、例えば、虐待のおそれのある場合も虐待等として柔軟に対応するなど、各自自治体において、障害児に対する虐待等についてより適切に対応できるようにすることなどを目的として、契約及び措置に関する判断につき、不適切に運用されていると思われる事例などを踏まえつつ、その判断のあり方について再度整理するとともに、都道府県等において適切に行われるよう、必要な技術的助言を行うものである。

<参照>

「障害児施設給付費等の支給決定について」(抄)

(平成 19 年 3 月 22 日付障発第 03222005 号

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

### 第三 障害児に係る支給決定の方法

- 1 障害児に係る支給決定に係る留意事項  
(前略)

なお、次のいずれかに該当する場合であって、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号に係る措置が適当であると児童相談所が判断した場合にあっては、「措置制度」に基づく施設利用となり、この通知の適用外の扱いとなる。

① 保護者が不在であることが認められ、利用契約の締結が困難な場合  
② 保護者が精神疾患等の理由により、制限行為能力者又はこれに準ずる状態にある場合

③ 保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難と認められる場合  
(なお、「等」の解釈として、

・親が養育を拒否（親に対する指導を児童相談所が行っても、改善されない場合を想定）している場合  
・親が障害を受容できず、健常児と同じ育児に固執し、児童に悪影響を与える場合  
・家庭環境の問題によって、児童を家庭から引き離さなければ、児童の成長に重大な影響を与えると判断された場合  
等が想定されるが、個々の事例に関しては、十分に家庭環境や障害児の発育を考慮し決定すべきである。)

## 2 障害児施設の入所に係る契約及び措置の具体的な運用について

障害児施設の入所に係る契約及び措置に関する判断については、下記を参考の上、個々の児童の状況を勘案して行うこと。

(1) 「保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難と認められる場合」について判断する際には、以下の点に留意すること。

① 児童虐待の早期発見・早期対応の観点から、明らかに虐待が確認される場合のほか、虐待が疑われる場合や、放置すると虐待につながるおそれがある場合など「虐待のおそれがある場合」も虐待等に含めて、柔軟に対応すること。

② 虐待等が見受けられる場合において、保護者に利用契約の意思があり、契約することが可能であっても、子どもの健全な育ちを確保するため、措置とすること。

③ 虐待等により児童を措置した場合において、当該児童のきょうだいにつき、当該児童が措置により入所していることのみを理由に措置とすることではなく、個々の児童ごとに、虐待等の状況などを把握した上で、措置にするかどうかの判断を行うこと。

(2) 保護者が利用料を滞納または未納している場合には、以下の点に留意すること。

- ① 保護者が利用料の滞納等をしていることだけをもって措置とすることはなく、児童の虐待等の状況などを勘案して判断すること。  
ただし、利用料の滞納等を受け、催告など必要な手続きを行った上で契約の解除がなされた場合において、引き続き対象児童を入所させることが必要なときは、措置とすること。
- ② 措置による入所でなければ受け入れられないなどの事業者の意向ではなく、障害児の状態等から措置にするかどうかを個別に判断すること。  
なお、事業者が正当な理由がなく、契約を拒む場合は、児童福祉法に基づき指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第178号)第10条等に抵触するため、必要に応じて、当該事業者の指定権限者である都道府県等と相談して必要な対応をとること。

(3) その他、以下の点に留意すること。

- ① 18歳以上の者については、一律に契約とするのではなく、個々の状況を判断し、措置の必要があれば措置とすること。
- ② 里親及び小規模住居型児童養育事業を行う者(ファミリーホーム)に委託されている障害児が障害児通園施設(児童デイサービス事業を含む)を利用する場合には、「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」の一部改正について(平成21年3月31日付障害発第0331004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)に示したように、措置とすること。
- ③ 契約または措置で入所した場合でも、その後の児童や家庭等の状況の変化に応じて、契約から措置へ、また措置から契約へと柔軟に対応すること。
- ④ 民法上、対象児童の保護者以外の者(保護者でない祖父母など)と契約することはできないため、保護者が契約できない場合であって、障害児施設の利用が必要な場合には、措置とすること。

### 3 障害児施設に入所した後の児童相談所等の関わり

障害児が契約や措置により障害児施設に入所した後も、子どもが健やかに育つことができるような環境を確保する観点から、児童相談所及び都道府県等は、「児童相談所運営指針」(平成2年3月5日付児発第178号厚生省児童家庭局長通知)等を踏まえつつ、障害児、障害児の保護者及び施設等から継続的に情報を収集した上で適切な支援を行うこと。